第 1 編

香芝市 総合計画基本構想の 概要と進捗状況

第1章. 香芝市総合計画基本構想の概要

1. 目標とする都市像と都市フレーム

(1) 目標とする都市像

香芝市総合計画「かしば香るみどりの安心プラン」では、"伝統と新しい文化のいぶきがみなぎる香芝市"を目標とする都市像に掲げています。

"伝統と新しい文化のいぶきがみなぎる香芝市"は、平成4年に策定された前総合計画「かしばプラン2001」でも掲げられていた都市像で、急激な宅地開発によって本市独自の歴史的・伝統的な特性や個性が失われつつあるという認識を踏まえて、「今日まで培われてきた文化や生活様式・文化遺産を守りながら、新しい時代とそれに対応する個性あるまちづくりを進めていく」というまちづくりの方針を表現しています。

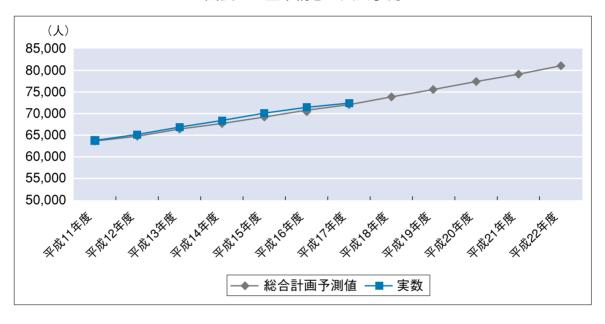
そして、これは、本市の当面変わるところのないまちづくりの基本的理念であることから、「かしば香るみどりの安心プラン」でも継承しているものです。





(2) 将来人口

「かしば香るみどりの安心プラン」では、平成22年度(2010年度)末時点での人口を81,000人と推測しています。



図表 1 基本構想の人口予測



2. 施策の大綱

「かしば香るみどりの安心プラン」では、"伝統と新しい文化のいぶきがみなぎる香芝市"を実現するために、5つの基本目標を設定し、さらに、それぞれの目標を実現するための具体的な方策として、基本目標ごとに3つの「基本施策」を設定しています。

「かしば香るみどりの安心プラン」の施策大綱

基本目標	めざしているまちの姿	基本施策
自然と共生する安全	地球環境への貢献という 広い視野に立ち、自然と	すがすがしい生活環境の形成
で美しいまち	共生することにより災害	緑の保全・再生・整備
(環境安全都市) 	にも強い安全で、緑あふれる美しいまち。	防災と安全対策の充実
ゆとりとやすらぎの	福祉基盤やサービスが充実し、また、"安心して	信頼と安心の福祉の充実
ある元気あふれるま ち	子どもを生み育てることができる"社会が実現されており、市民が健康で、	安心して子どもを産み育てるこ とのできる社会の実現
(健康福祉都市)	ゆとりとやすらぎ、そし て元気あふれるまち。	市民の健康の確保
心豊かな人を育て生 活の豊かさが感じら れるまち (生涯いきいき都市)	市民が生涯を通じて、向 上心を持った幅広い活動 を、いつでも、どこでも、 誰でも心身両面で行なえ る社会が実現しているま ち。	市民誰もが楽しめるスポーツ環 境の整備
		生涯をとおした学習環境の整備
		心豊かな人を育てる教育
伝統を生かす快適で	本市の歴史と文化を背景	都市の快適性と利便性の向上
活力のあるまち	にした、"住み""働き" "憩う"三拍子そろった、	都市の再構築
(快適空間都市) 	快適で活力あるまち。	都市の活力を創造する産業の振興
であいと参加を広め	市民個々人がさまざまな	地域文化の創造
新しい文化を創造す るまち	方法で市政に関与し、新 しい文化を創造していく	明るい開かれた社会の実現
(住民協働都市)	土壌のあるまち。	地方新時代に備える施策の推進



3. 地区別整備方針

「かしば香るみどりの安心プラン」では、前総合計画「かしばプラン 2 0 0 1 」を踏襲し、市域を駅を拠点とした 6 つの地区に区分して、それぞれの整備方針を定めています。

地区別の整備方針

地 区 名	整備方針
下田駅周辺地区	駅前地区を中心に整備を進め、行政・文化機能をはじめ本 市の複合ターミナル拠点地区として、中心市街地にふさわ しいまちづくりと住宅整備を進める。
五位堂駅周辺地区	本市唯一の急行停車駅を核とする地域であるとともに、新たな地域核たる当地区を本市の東部拠点地区として位置づけ良好な住環境の整備を図り、また駅隣接地では商業地の整備を図る。
二上駅周辺地区	近鉄二上駅と二上山駅を有し、複数の土地区画整理事業が 実施されている当地区では、田園環境と新興住宅地との調 和を図りながら魅力ある駅前拠点地区の整備を進める。
関屋駅周辺地区	自然を生かした香芝総合公園の整備が進められ、その近く に天然記念物「屯鶴峯」の自然景観が広がる当地区は、豊 かな自然環境にいだかれた文教・住宅地区として整備を進 める。
志都美駅周辺地区	西名阪自動車道を活用した流通業務の拠点の形成を図り、 田園環境と調和した良好な住宅地区として市街地の形成や 住環境の整備を進める。
鎌田・三和周辺地区	高田バイパスなどを生かした流通業務の拠点の形成を図り、 市街地と農地が調和した田園住宅地区として生活道路や生 活利便施設の整備を進め、住環境の充実に努める。

4. 4つの重点施策

「かしば香るみどりの安心プラン」では、"伝統と新しい文化のいぶきがみなぎる香芝市"を実現するために、特に重点的に推進すべき施策として次の4施策を位置づけています。

重点施策の概要

施策名	概 要
「総合スポーツ公園」 を核とした「市民誰 もが楽しめるスポー ツ環境」の創造	緑に恵まれた環境に包まれながら、市民誰もがくつろいだ雰囲気の中でスポーツに親しめ、ゆったりと憩いながら交流を進める場となる総合スポーツ公園の整備促進を図る。 この総合スポーツ公園を核として、学校体育施設の開放をさらに進めるなど、既存スポーツ施設の活用を図るとともに、このようなスポーツ施設を利用して、すべての市民がスポーツを楽しめるように、スポーツ施設利用の活性化を図る。さらに、幅広い年齢層がスポーツを通じて交流し、地域の連帯を深めることができるような "総合型地域スポーツクラブ"の育成を図ると同時に、指導者層の充実にも努めるなどスポーツ活動団体の育成を図る。
「リサイクル」の考 え方に基づく「環境 にやさしい生活」の 創造	地球温暖化等のグローバルな環境課題に対して、「リサイクル」の考え方に基づき、行政・企業、市民個々の責務の明確化を図るとともに協働して課題解決にあたる枠組みとして、環境基本条例の制定とそれに基づく計画を策定する。 これらの計画に基づき、ごみのリサイクルをはじめとして、エネルギーのリサイクルや、エコロジーなどリサイクルの考え方が市民生活の中に定着し、地球環境保全や省エネルギー・省資源対策への貢献が少しでも可能なまちづくりを推進する。ごみの分別収集の徹底を図り、本格的なリサイクルセンターを整備するなどごみの減量化を図ると同時に、ダイオキシン類の発生を抑えるごみ焼却施設のリフレッシュやし尿等処理施設の整備を推進し、環境への負荷の極小化を図る。

施策名	概 要
	また、屯鶴峯をはじめとする本市の緑豊かな環境の再生とともに、ため池を利用した親水公園の整備など水と緑の「ながれ」と「よどみ」の再構築を図る。
「総合福祉センター」 を核とした「みんな で支えあう社会」の 創造	総合福祉センターに集約された福祉関連各機関の連絡をより密接に行い、組織集約のメリットが発揮できる体制を構築するなど総合福祉センターの機能の充実を図り、上質で効率的なサービスを提供する。 介護保険制度については、福祉・保健・医療の各分野が連携をとりながら、福祉関連のNPO等ボランティアとの連携や民間在宅サービス事業者の活用を図り、各種のサービスを展開する。 また、介護保険の運用で培われる各分野の連携を各種福祉サービスの展開にも活用するとともに、これらのサービスを直接担う地域福祉を担う人づくりを推進する。
「駅」を中心とした 「都市的にぎわい」 の創造	各駅の機能自体については、橋上駅化等、駅の両側からのアクセスの確保や、バリアフリー化等を目的としたユニバーサルデザインの採用が必要である。また、市南部地区の市民の利便を図るため、新たにJR五位堂信号所の駅昇格を図る(平成16年3月に実現済)。

第2章. 基本構想及び前期基本計画の進捗状況

1. 基本構想の目標達成状況

人口については、全国でもトップクラスの増加率を続けており、基本構想策定時とほぼ予測どおりの推移を見せています。これは、香芝市の住み良さへの評価が現われているとも言えます。

ただし、人口については、わが国全体での人口減少時代の到来の影響を受け、後期基本計画期間中は、増加率が鈍っていくことも予測され、そのことを考慮に入れた政策も必要です。

図表 2 基本構想の人口予測と実際の人口推移 単位:人

	総合計画予測値	年度別伸予測	実 数	年度別伸数	実数-予測
平成11年度	63,400		63,523		123
平成12年度	64,800	1,400	65,095	1,572	295
平成13年度	66,200	1,400	66,599	1,504	399
平成14年度	67,600	1,400	68,483	1,884	883
平成15年度	69,000	1,400	70,074	1,591	1,074
平成16年度	70,500	1,500	71,318	1,244	818
平成17年度	72,000	1,500	72,254	936	254
平成18年度	73,800	1,800			
平成19年度	75,600	1,800			
平成20年度	77,400	1,800			
平成21年度	79,200	1,800			
平成22年度	81,000	1,800			

平成16年11月に行った市民意識調査では、香芝市全体の生活環境についての満足度は確実に上昇しており、今までの施策の展開について、一定の成果を収めてきたということが言えます。

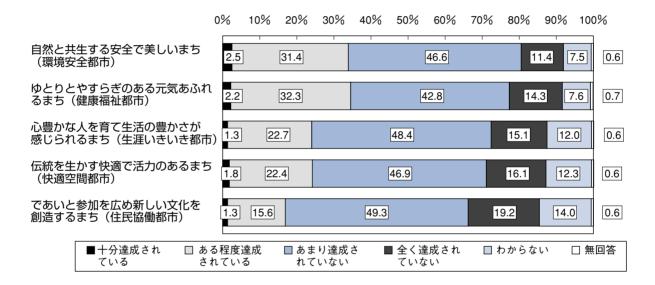
図表3 香芝市の全体的な生活環境に対する満足度の推移

平成10年7月市民意識調査	「満足」「ほぼ満足」の合計	46.8%
平成16年11月市民意識調査	「大変満足」「大体満足」の合計	60.1%



また、基本構想で掲げる5つの基本目標についての市民の皆さんの評価は、いずれの目標についても「あまり達成されていない」と「全く達成されていない」の合計が過半数を超えています。総合計画が掲げる5つの基本目標の達成度に対する市民の評価は、まだまだ高いとは言えません。基本目標は、それぞれ都市としての理想をめざしたものであるため、現時点における市民の評価は、厳しくなりますが、今後、後期基本計画において、その実現に向けての施策を展開していく必要があります。

図表 4 「5つの基本目標」に対する市民の評価結果



2. 前期基本計画の進捗状況と今後の方向性

(1) 前期基本計画の概要

前期基本計画では、平成12年度から平成17年度の6カ年度を計画期間とし、15の基本施策のもとに314本の事業の展開を計画しました。平成16年度末時点で、8事業が完了、266事業が実施中となっています(実施率87.3%)。厳しい財政状況のもと、計画自体は、概ね順調に進行していると言えます。

図表 5 前期基本計画に掲載された施策

自然と共生する安全で美しいまち		
(基本施策)	(前期基本計画の施策)	
	①環境問題への対処	
すがすがしい生活環境の形成	②ごみ問題への対処	
	③快適な「水」環境の実現	
緑の保全・再生・整備	①水と緑の「ながれ」と「よどみ」の構想	
	②公園・緑地の整備とまちの緑化	
rt((くしウム社等の大中	①災害に強いまちづくりの推進	
防災と安全対策の充実 	②安心安全を支えるシステムづくりの推進	

ゆとりとやすらぎのある元気あふれるまち		
信頼と安心の福祉の充実	①福祉基盤の確立	
	②高齢者福祉の充実	
	③障害者福祉の充実	
	④生活保障体制の充実	
安心して子どもを産み育てる	基本施策と同じ	
ことのできる社会の実現		
市民の健康の確保	基本施策と同じ	

心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち		
市民誰もが楽しめるスポーツ 環境の整備 基本施策と同じ		
生涯をとおした学習環境の整備	基本施策と同じ	
心豊かな人を育てる教育	①幼児教育の充実	
	②義務教育の充実	
	③同和教育の充実	
	④青少年の健全育成	



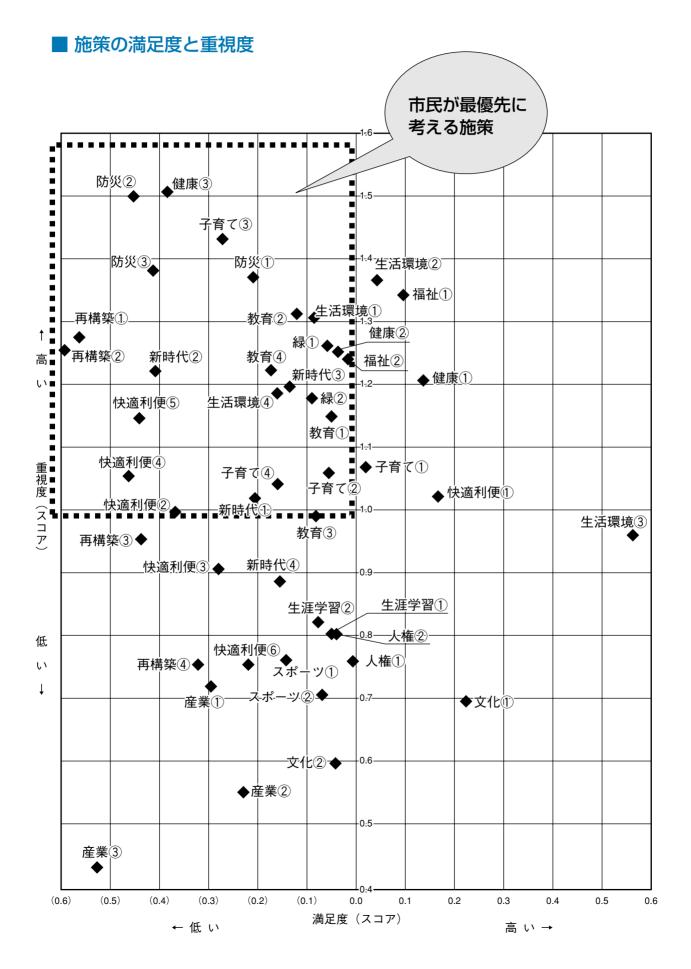
伝統を生かす快適で活力のあるまち	
都市の快適性と利便性の向上	①都市計画道路の整備推進
	②新市街地の形成
	③「駅」を中心とした拠点機能の充実
都市の再構築	①既成市街地の整備
	②人にやさしいまちづくりの推進
	③わかりやすい、すっきりしたまちづくりの推進
都市の活力を創造する産業の振興	①商工業の振興
	②農林業の展開
	③観光の振興

であいと参加を広め新しい文化を創造するまち		
出述される創生	①歴史文化の保存と継承	
地域文化の創造 	②新しい文化の創造	
明るい問かれた社会の宇宙	①人権啓発の推進	
明るい開かれた社会の実現 	②男女共同参画社会実現に向けた取り組み	
	①市民が主役のまちづくりの推進	
地方新時代に備える施策の推	②市民サービスの向上	
進	③地方分権の進展に対応した行政組織、財政運営の	
	見直し	

(2)後期基本計画における今後の施策の方向性

市民意識調査において各具体的施策の取り組みに関して、現在の満足度と今後の重視度をお聴きしました。現在の満足度が低く、今後の重視度が高いという結果となった施策が市民が最優先であると捉えているということが言えます。

次ページにその結果を一覧に掲載していますが、「防犯」、「防災」、「救急医療」、「交通安全」、「子どもの安全」、「生活道路」、「バリアフリー」、「行政の透明性」などが市民が望んでいる施策であると位置づけることができます。





【凡例】

基本施策	図表示	内容
すがすがしい生活環境 の形式	生活環境①	地域環境への配慮
	生活環境②	ごみ処理やリサイクル問題への対応
	生活環境③	上水道の整備
	生活環境④	下水道の整備
/2 0 /2 A T / +5 /#	緑①	自然の保護・再生
緑の保全・再生・整備	緑②	公園緑地の整備
	防 災①	防災体制の充実
防災と安全対策の充実	防 災②	防犯体制の充実
	防 災③	交通安全対策の充実
信頼と安心の福祉の充	福祉①	高齢者福祉の充実
実	福 祉②	障害者福祉の充実
"ウントマフバナナウス	子育て①	保育所サービスの充実
一"安心して子どもを産み	子育て②	学童保育サービスの充実
育てることのできる"	子育て③	子どもを巡る安全な生活環境の整備
社会の実現	子育て④	ひとり親家庭の子育て支援
	健康①	検診や健康相談等の保健サービスの充実
市民の健康の確保	健 康②	日常の医療体制の充実
	健 康③	夜間・休日・事故などの救急医療体制の充実
市民誰もが楽しめるス	スポーツ①	スポーツ施設の整備・充実
ポーツ環境の整備	スポーツ②	市民スポーツ活動を支援する体制や仕組みの充実
生涯をとおした学習環	生涯学習①	生涯学習のための施設の整備・充実
境の整備	生涯学習②	生涯学習活動を支援する体制や仕組みの充実
	教 育①	幼児教育の充実
心豊かな人を育てる教	教 育②	学校教育の充実
育	教 育③	人権教育の充実
	教 育④	青少年の健全育成
	快適利便①	公共交通の整備・充実(鉄道)
	快適利便②	公共交通の整備・充実(バス)
都市の快適性と利便性	快適利便③	商業施設の整備促進
の向上	快適利便④	駅前再開発や駅を中心とした拠点機能の充実
	快適利便⑤	主要幹線道路の整備
	快適利便⑥	新市街地の形成
	再構築①	市道など生活道路の整備・充実
 都市の再構築	再構築②	バリアフリーのまちづくりの推進
不出てしくいい。	再構築③	わかりやすい、すっきりしたまちづくりの推進
	再構築④	中心市街地の形成
 都市の活力を創造する	産業①	商工業の振興
産業の振興	産業②	農業の振興
(土木ツ)派犬	産業③	観光の振興
 地域文化の創造	文 化①	歴史資産や伝統文化の保存継承
	文 化②	新しい地域文化の創造
明るい開かれた社会の 実現	人 権①	あらゆる人権を守る社会づくりと意識啓発
	人 権②	男女がともに認め合い社会に共同参画できる地域づくり
地方新時代に備える施 策の推進	新時代①	情報通信基盤の整備
	新時代②	行政の透明性の向上
	新時代③	市役所の窓口サービスの充実
	新時代④	まちづくりへの市民参加の推進





第 2 編

後期基本計画

後期基本計画は、平成22年度(2010年度)を目標年次とする「香芝市基本構想」に基づき、5つの基本目標別の施策の指針を示すもので、平成18年度(2006年度)から平成22年度(2010年度)を計画期間とします。

第1章。後期基本計画の考え方

1. 後期基本計画におけるまちづくりの考え方

後期基本計画においては、市民意識調査、社会経済情勢の変化に対応して、基本構想 の考え方を踏まえつつ、特に、以下の点に力を注いでいきます。

(1) 安全安心なまちづくりへの対応

阪神淡路大震災、新潟中越地震など、近年、わが国においても、大地震が相次いで発生しています。特に、香芝市では、奈良県全域が、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されたこともあり、地域を挙げての防災対策の強化が急務となっています。また、これとともに特に子どもを対象とした最近の凶悪な事件の多発は、市民生活に脅威を与えています。市民意識調査においても、安全安心への施策の充実を望む声は、多く見られました。後期基本計画においては、市民が日常生活を安全安心して暮らすことのできるための視点を重点課題として進めていく必要があります。

(2) 市民協働によるオンリーワンの都市づくり

地方分権が本格的に進められている今日、市民に最も身近で基礎自治体である市町村には、地域の個性と魅力を生かした政策が求められています。そのためには、市政の主権者である市民と行政が一体となった協働のまちづくりが必要です。現在までの香芝市では、大阪に近いという地理的条件と緑に恵まれた自然条件という固有の立地条件が市民に支持され、人口増加を続けてきました。今後は、さらに成熟した都市をめざして、市民が香芝市を「ふるさと」、「わが家」、「終の住み処」と実感できる「オンリーワン」の都市として、市民活力を生かした創造性あふれる都市文化の構築が必要です。香芝市の地域の魅力を市民が共有することが、市民が香芝市に愛着を持ち、それが真の「市民自治」のエネルギーとなります。そして、そのためには、市民と行政が一体となって、香芝市の魅力、資源の発掘・創出に取り組んでいく必要があります。

(3) 持続可能な都市の発展をめざして

香芝市は、昭和31年に香芝町として誕生して以降、今日まで、一貫して、人口増加が続き、近年は、全国でも有数の人口増加率を誇っています。現在では、奈良県の西北部の地域の発展の牽引車としての役割が期待される地歩を占めるにいたっています。香芝市の現在までの政策は、人口増加に対応した都市の骨格づくりとなる基盤整備が中心であり、その必要性は、依然として高いものがあります。しかしながら、わが国全体において人口減少時代が現実化したいま、香芝市としても、いずれ、訪れる人口減少も念頭に置いて、まちづくりの方向性も新たに検討していく必要があります。成長型都市から成熟型都市としての方向転換も視野に入れ、香芝市の固有の魅力である「緑」をまちづ



くりに生かし、都市の成長を図りつつ、環境保全と市民生活の質の充実をめざした「持 続可能な都市」としての発展をめざしていく必要があります。

(4) 行財政改革の強力な推進

香芝市においても、現在、かつて経験したことのない厳しい財政状況に直面しています。その中においても、増加する市民ニーズに応えたサービスの展開が求められています。後期基本計画における施策の着実な推進を図っていくためにも、その大前提として、行財政改革の推進は必要不可欠となっています。市民に質の高い行政サービスを安定的に供給していくための体制として、行政改革大綱に基づく行財政システムの抜本的な改革が求められています。



2. 後期基本計画の特徴

後期基本計画では、5つの基本目標の実現に向けて、以下のような取り組み手法を取り入れることにしました。

(1) 時代環境の変化に対応した施策の見直し

後期基本計画では、基本的には前期基本計画の施策体系を踏襲していますが、時代環境の変化を踏まえ、対応する施策を充実しています。具体的には、子育て支援、市民の健康確保、生涯学習、情報基盤などにおいて施策を新設しています。

(2) 各施策の担当および各計画との関連の明確化

後期基本計画では、施策ごとに「担当課」を明示し、それぞれが市内外の関係者と連絡調整しながら取り組みを進めていくこととしました。さらには、各施策に関係する個別計画を明記し、市の総合的な政策体系の一本化を図ることとしました。

(3) 市民意識調査、統計指標による進行管理手法の導入

これまでの総合計画は、「何をやるか」だけに関心が行きがちで「結果は有効だったか」を検証する進行管理の仕組みが確立していませんでした。事業の具体化に向けては、後期基本計画に位置づけられているからといって無条件に実施するのではなく、投資対効果の把握など慎重な検討が必要です。

そこで、後期基本計画では、各施策の統計指標を活用して、年度ごとに推移を確認して、その取り組み内容の進捗状況の把握を図っていきます。また、これに加えて、基本目標と基本施策の達成度を市民満足度という形で市民意識調査等により把握していきます。

(4) 都市経営市民会議との連携と市民への公表

後期基本計画の策定にあたっては、都市経営市民会議を設置し、多くの提言を受けました。そこで、実施段階にあたっても、上記の進捗状況を定期的に同会議に報告し、さらに提言助言を受けていきます。また、ホームページ、広報紙などを活用して、幅広く市民へも公表を行っていきます。





第2章。後期基本計画の施策体系

基本目標1 自然と共生する安全で美しいまち

基本施策	後期基本計画に おける施策名	主な取り組み	担当課	
	環境問題の改善	環境基本条例の制定とそれに基づく取り組みの推進環境重視の自主的なまちづくりへの支援地球環境保全や省エネルギー省資源対策の推進公害防止対策の充実	生活環境課	
すがすがしい生 活環境の形成	ごみの減量化とリ サイクルの推進	循環型社会形成に向けた人やパートナーシップづくりごみの減量化・資源化の促進循環型社会形成に向けた分別収集・処理体制づくり再生品利用の促進	生活環境課	
	快適な「水」環境 の実現	●下水道施設の整備促進●水源の確保と水資源の 有効利用	水道局・下水道課	
	水と緑の保全と活 用	水の保全と活用緑の保全と活用	建設課、総務課、商工農産課、企画政策課、都市計画課	
緑の保全・再 生・整備	公園・緑地の整備 とまちの緑化	◆公園整備の推進市民ぐるみの緑化運動の推進◆公共公益施設の緑化推進・墓地設置の検討	都市計画課、公園道 路維持課、スポーツ 公園整備課、建設課、 生涯学習課、生活環 境課	
防災と安全対策 の充実	災害に強いまちづ くりの推進	●地域防災体制の充実●防災まちづくり計画に基づく災害に強いまちづくりの推進●水害防止の推進●災害時におけるライフラインの確保	企画政策課、総務課、 建設課、水道局、教 育委員会総務課、管 財課、都市計画課、 スポーツ公園整備 課、下水道課	
	市民の生活安全シ ステムの構築	●防犯対策の充実●交通安全対策の充実●消防体制の充実●消費者の自立支援の強化	地域安全課、総務課、 学校教育課、児童福 祉課、商工農産課	

基本目標2 ゆとりとやすらぎのある元気あふれるまち

基本施策	後期基本計画に おける施策名	主な取り組み	担当課
	福祉基盤の確立	総合福祉センターの機能の充実地域福祉を担う人づくりとボランティアとの連携人にやさしいまちづくりの推進	社会福祉課
信頼と安心の福 祉の充実	高齢者福祉の充実	介護保険制度の適切な 運用介護サービス提供の基 盤整備高齢者の生きがい・健 康づくり	介護福祉課
	障害者福祉の充実	●障害者の在宅福祉の充実●障害者の施設福祉の充実●障害者の社会参加の促進	社会福祉課
	社会保障制度の安 定的な運用	●低所得者福祉制度の安定的運用●国民年金制度の安定的運用	保険年金課、社会福祉課
安心して子ども を産み育てるこ とのできる社会 の実現	子育てと子育ちを あたたかく見守る 社会の実現	●子育ての地域ネットワークの構築●子どもを巡る安全な生活環境の整備●保健・医療・療育システムの整備●子育ての経済的支援等の充実	児童福祉課、保健セ ンター、保険年金課
の美境	子どもを育てなが ら多様な生きかた を選択することが できる社会の実現	●保育サービスの充実●学童保育サービスの充実●子育て支援の企業への働きかけ	児童福祉課
市民の健康の確保	医療体制の充実	●夜間休日診療体制の整備●総合的機能を持つ病院の誘致推進	保健センター、企画政策課
I/A	市民の健康づくり	●保健サービスの充実●国民健康保険の健全運営	保健センター、保険 年金課

基本目標 3 心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち

基本施策	後期基本計画に おける施策名	主な取り組み	担当課
市民誰もが楽し	スポーツ施設の充 実	●香芝市スポーツ公園の整備●既存スポーツ施設の活用	市民体育課、スポーツ公園整備課
の整備	市民の自主的なスポーツ活動の促進	スポーツ振興計画の策定スポーツ活動団体、指導者の育成スポーツイベントの実施	市民体育課
生涯をとおした	生涯学習施設を拠 点とする学習サー ビスの充実	中央公民館での生涯学習環境の充実市民図書館での生涯学習環境の充実一上山博物館での生涯学習環境の充実	生涯学習課、中央公 民館、市民図書館、 二上山博物館
学習環境の整備	市民の生涯学習活 動の促進	◆学習機会の拡充◆生涯学習を担う人づくりの推進◆学習成果を生かす機会の拡充	生涯学習課、中央公 民館
	幼児教育の充実	◆幼稚園教育の充実◆幼稚園における子育て 支援活動の推進◆教員の資質向上	教育委員会総務課、 学校教育課
心豊かな人を育てる教育	義務教育の充実	●確かな学力の育成●豊かな人間性とたくましい心身の育成●創意と活力ある開かれた学校づくり●特別支援教育の推進●学校施設環境の充実●教職員の資質の向上	教育委員会総務課、 学校教育課
	青少年の健全育成	●市民や保護者に対する 広報啓発の強化●環境浄化活動の強化●体験学習の実施	青少年センター



基本目標 4 伝統を生かす快適で活力のあるまち

基本施策	後期基本計画に おける施策名	主な取り組み	担当課	
	便利で安全な道路 体系の構築	主要幹線道路の整備主要幹線道路以外の都市計画道路の整備生活道路の整備	街路整備課、区画整 理課、建設課	
	新市街地の形成	●新規の土地区画整理事業の推進●土地区画整理事業区域におけるまちづくりの促進	区画整理課、都市計 画課	
都市の快適性と利便性の向上	「駅」を中心とし た拠点機能の充実	 近鉄型原本 近鉄拠の推進 近上地 大大地の推進 が上が、大大地のがでする が上が、大大地のがでする が上が、大大地のがでする が上が、大大地のは、大大地のが、大大地のが、大大地のが、大大地のが、大大地のは、大大が、大大が、大大が、大大が、大大が、大大が、大大が、大大が、大大が、大大	都市計画課、区画整理課、企画政策課	
	情報基盤の構築	■ I T社会を支える人的 つながりの促進■電子自治体の推進	情報推進課、生涯学 習課、学校教育課	
	既成市街地の快適 性・安全性の向上	●住民合意による計画的 なまちづくりの推進●公共施設の整備の推進●住居の表示の整備	都市計画課、建設課、 公園道路維持課、市 民課、下水道課	
都市の再構築	人にやさしいまち づくりの推進	◆人にやさしい道づくり◆人にやさしい公共施設の整備	企画政策課、都市計 画課、社会福祉課、 建設課、公園道路維 持課	
	個性的で魅力ある 都市の形成	●景観形成計画の策定検討●中心市街地の育成	企画政策課、都市計 画課、商工農産課	

基本施策	後期基本計画に おける施策名	主な取り組み	担当課
	商工業の活性化	●中小企業への支援●新規創業者への支援●商工振興団体への支援●企業立地の推進●駅前や主要幹線道路沿道への業務商業施設の立地促進	商工農産課、企画政 策課
都市の活力を創 造する産業の振 興	農林業の新たな展 開	●意欲ある担い手と地域 農業の支援●地産地消の推進と地場 産品の開発●市民農園の充実	商工農産課、農業委 員会事務局
	観光の振興	・屯鶴峯の活用・観光資源の発掘・観光情報の発信・歴史自然やイベントによる観光資源の活用	商工農産課、企画政 策課

基本目標 5 であいと参加を広め新しい文化を創造するまち

基本施策	後期基本計画に おける施策名	主な取り組み	担当課	
生を	歴史文化の保存と継承	地域の歴史遺産の保全と整備地域の歴史文化の継承と展開	生涯学習課、二上山 博物館、秘書広報課	
地域文化の創造	新しい文化の創造	市民の文化創造活動の 支援文化芸術活動の実施広域的交流の推進	企画政策課、生涯学 習課	
	人権政策の推進	◆人権を尊重した地域社会づくり◆豊かな人権文化を創造するための人権教育・啓発の推進◆相談窓口の充実	社会福祉課、人権教 育課、市民課	
明るい開かれた社会の実現	男女共同参画社会 の実現	 ●男女平等教育・啓発の推進 ●労働における男女平等の推進 ●福祉の充実と健康の保持増進 ●男女共同参画によるまちづくりの推進 ●総合的な推進体制の整備・活性化 	男女共同参画課	
	協働の「仕組み」の構築	● 自治基本条例の制定● 自治会との連携強化● NPOや市民活動団体の育成連携● 広報広聴の充実● 香芝市オンリーワンの魅力づくりの推進	秘書広報課、企画政 策課、総務課、情報 推進課	
地方新時代に備える施策の推進	便利で安心な市民 サービスの提供	◆公共バスサービスの展開●窓口サービスの充実電子自治体の推進	市民課、地域安全課、情報推進課	
	地方分権の進展に 対応した行財政改 革の推進	◆行政改革の推進◆持続可能な財政運営の確立◆広域行政の推進◆市職員の自己変革	企画政策課、人事課、 財政課、税務課、収 税課	

基本目標

自然と共生する安全で美しいまち

(環境安全都市)

◆「自然と共生する安全で 美しいまち」がめざす姿

地球環境への貢献という広い視野に立ち、自然と共生することにより災害にも強い安全で、緑あふれる美しいまち。

基本施策 1 : すがすがしい生活環境の形成 28
施策 1 :環境問題の改善 28
施策 2 :ごみの減量化とリサイクルの推進 30
施策3:快適な「水」環境の実現32
基本施策 2 :緑の保全・再生・整備 33
施策 1 :水と緑の保全と活用
施策 2 :公園・緑地の整備とまちの緑化 35
基本施策3:防災と安全対策の充実 37
施策 1 : 災害に強いまちづくりの推進
施策 2 :市民の生活安全システムの構築



「自然と共生する安全で美しいまち」の基本施策の概要

基本施策	基本施策の目標	基本施策の 成 果 目 標	H16年度市民意 識調査満足度
すがすがしい 生活環境の形 成	二上山をはじめとする"青垣"から流れる岩清水のすがすがしいイメージを共有しながら、市民の身近な生活環境を改善するとともに、地球環境にも貢献するまちづくりを行います。	すがすがしい 生活環境が形 成されている と感じている 市民を増やす。	50.5%
緑の保全・再 生・整備	金剛生駒紀泉国定公園をはじめとする丘陵部の緑、および二上山の山裾 に育まれてきた田園風景を保全する とともに緑の少ない市街地に公園や 緑地を整備します。	緑豊かな環境 であると感じ ている市民を 増やす。	46.0%
防災と安全対策の充実	阪神・淡路大震災のような大地震や 台風や集中豪雨に備えた自然災害に 強いまちづくりを進めると同時に、 交通事故や犯罪など市民生活を脅か す人為的脅威に対しても安全なまち をめざします。	安全なまちで あると感じて いる市民を増 やす。	28.5%

(1) 基本施策1:すがすがしい生活環境の形成

1)施策1:環境問題の改善

■現状と課題

今日の環境問題は、かつての産業公害のような特定のものに起因するだけではなく、 自動車交通などによる大気汚染や生活排水による河川等の水質低下など、私たちひとり ひとりの日常生活のあり方に密接に関係するものが多くなってきています。

環境の悪化は、都市化の進展とともにどうしても起きることですが、香芝市の大きな魅力は、豊かな自然環境の下で、すがすがしい都市的な生活環境が整っていることにあり、それだけに、その環境を守っていかなければなりません。

市民ひとりひとりが環境に対する正しい理解と保全意識を高めていくことが必要であり、行政・市民・企業の三者がそれぞれの立場に応じ、良好な環境の保全に努めていくことが重要です。

■ 基本方針

香芝市の総合的な環境政策の指針となる環境基本計画を策定し、これに基づき快適で 豊かな生活環境を守り、高めていきます。

■ 主な取り組み

①環境基本条例の制定とそれに基づく取り組みの推進

- ●地球温暖化や海洋汚染、森林破壊の防止など地球環境問題も視野に入れた環境の 保全についての基本理念と実現のための行政、市民、企業などの個々の責務を明確にした「環境基本条例」を制定します。
- ●環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境への配慮のための指針その 他の重要事項を定める「環境基本計画」を策定します。
- ●地区ごとに環境上の問題点や課題を地図上に示した「環境カルテ」を作成し、地区住民の問題意識の共有化を図ると同時に具体的かつ総合的な対策を考える土台とします。

②環境重視の自主的なまちづくりへの支援

●中古品のリサイクル活動や緑を増やす運動を通じた自主的なまちづくりを支援します。

③地球環境保全や省エネルギー・省資源対策の推進

●地球環境保全や省エネルギー・省資源対策を率先実施する意味で、市役所庁舎等において、発生ごみやエネルギー消費の抑制等の地球温暖化防止対策の推進を図ります。



- ●地球温暖化やオゾンホールの拡大、海洋汚染の防止、熱帯雨林の保全等グローバルな環境課題に対して、市民とともに理解を深めます。
- ●省エネルギー·省資源を推進するためにサーマル (熱) リサイクルや資源リサイクルについての考え方の普及を図ります。

④公害防止対策の充実

●大気汚染·水質汚濁·騒音·振動等の公害監視体制の充実を図り、適切な指導·規制 等の対策を進めます。

図表 6 公害苦情受付件数の推移

単位:件

区分 年度	大気汚染	水質汚濁	騒 音	悪臭	その他	計
平成11年度	12	2	5	3	8	30
平成12年度	8	2	8	6	2	26
平成13年度	6	1	2	2	3	14
平成14年度	13	3	9	11	13	49
平成15年度	14	5	6	9	10	44
平成16年度	7	5	5	5	2	24
平成17年度	12	5	2	8	2	29

2) 施策2:ごみの減量化とリサイクルの推進

■現状と課題

地球規模での環境悪化や資源枯渇が問題となるなか、大量生産・大量消費型の社会システムを見直し、ごみの発生抑制とリサイクルの推進を基本とした、環境への負荷の少ない「循環型社会」の構築が求められています。そのためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの社会的責任を自覚し、パートナーシップをもって取り組んでいく必要があり、それらに向けての市民の意識も次第に高まってきています。しかし、残念ながら、その意識が、ひとりひとりの積極的なごみの発生抑制・資源化(分別)に取り組む行動へとは結びついていません。

今後、ごみの減量化・資源化を図っていくためには、市民や事業所に対して、ごみの発生抑制に向けた具体的な活動を実践できるための態勢や支援策を整えていく必要があります。また、より適正・効率的な処理・再資源化のためには、新たな施設や機器の整備も必要です。

■ 基本方針

各家庭や事業所の取り組みに対する支援や情報の提供を充実させるとともに、分別収集による資源回収の実現に向けたシステムの検討、3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進のための市民・事業者の自主的な取り組みを促進し、ごみの減量化・資源化を進め、環境負荷の少ない社会の構築をめざします。

■ 主な取り組み

①循環型社会形成に向けた人やパートナーシップづくり

●ごみの減量化やリサイクルに関する意識を高めるため、啓発冊子、ホームページ、イベント等を利用して啓発を図るとともに、減量・資源化に必要な情報を発信したり、市民・事業者・行政の対話の場づくりの充実を図ります。

②ごみの減量化・資源化の促進

- ●地域や各種団体によって行われている集団資源回収活動や自主的に行われている リサイクル活動に対する支援や、生活の中でできる有効なごみの減量の実践として、生ごみの資源化の推進、ごみの減量意識を高める運動として買い物袋持参運動の推進を図ります。
- ●市内事業所に対するごみの減量指導や支援、事業者の意識啓発と事業者、市民と 行政が一体となったごみの減量化・再資源化運動の拡大を図ります。

③循環型社会形成に向けた分別収集・処理体制づくり

●費用負担の不公平をなくすとともに、ごみの減量への意欲を高めるために、ごみ



の収集・処理の有料化への取り組みを推進します。

●事業所で発生する資源ごみの資源化に対する取り組みを支援していくとともに、 市役所をはじめとする公共施設では、率先して減量化・資源化に取り組みます。

④再生品利用の促進

●資源の循環が円滑に行われるために、公共施設や家庭、事業所での再生品の利用 の促進を図ります。

項目	可燃物	不燃物	資源物	総排出量	一日一人あた	資源化率
年度	(t)	(t)	(t)	(t)	り排出量 (g)	(%)
平成12年度	14,946	1,024	4,229	20,199	850.1	20.9%
平成13年度 14,918		935	4,674	20,527	844.4	22.8%
平成14年度 14,891		970	4,779	20,640	825.7	23.2%
平成15年度	14,960	763	4,962	20,685	808.7	24.0%
平成16年度	15,134	852	5,109	21,095	810.4	24.2%
平成17年度	15,265	922	4,883	21,070	798.9	23.2%

図表7 ごみ収集・処理の推移



3) 施策3:快適な「水」環境の実現

■現状と課題

香芝市の下水道事業は、平成17年度末で供用開始面積約594ha、人口普及率53.5%、処理区域内水洗化率88.5%となっています。下水道の建設には多額な費用を必要とし、また、工事による交通障害などの問題を抱えているため、これらとの調整を図りつつ、計画的に整備を進めていく必要があります。

上水道については、市内一円の安定給水体制が確立されており、今後は、人口の増加などにも対応しつつ、異常天候による渇水時においても安定的な水道供給ができる体制を維持していくことが必要です。

■ 基本方針

下水道については、市の財政状況を踏まえながら計画的な整備を進めていきます。上 水道については、安心して飲める水道水を安定的に供給できるための施設や体制を維持 していきます。

■ 主な取り組み

①下水道施設の整備促進

- ●事業認可区域での整備促進を図るとともに、事業認可区域の拡大に努めます。
- ●市民への啓発や支援制度の実施などにより、トイレの排水や家庭雑排水の公共下 水道への接続を推進します。
- ●既設管渠及びマンホールポンプ、排水施設の維持管理の適切化、合理化を推進します。

②水源の確保と水資源の有効利用

- ●大滝ダムの早期供用開始を県・国に働きかけるとともに、老朽管の敷設替え等により有収率の向上を図ります。
- 水道法に定められた清浄な水を供給するため年間の水質検査計画を策定し、安全 で安心な水の供給に努めます。

年度	処理区域		普及率	水洗化人口	水洗化率
年度	面積 (ha)	人口(人)	(%)	(人)	(%)
平成11年度	450.68	23,010	36.2%	19,532	84.9%
平成12年度	472.76	24,771	38.1%	21,191	85.5%
平成13年度	518.79	28,689	43.1%	24,146	84.2%
平成14年度	524.53	30,775	44.9%	26,176	85.1%
平成15年度	554.95	33,799	48.2%	29,765	88.1%
平成16年度	576.93	36,349	51.0%	31,835	87.6%
平成17年度	593.59	38,632	53.5%	34,175	88.5%

図表 8 下水道普及率の推移



(2) 基本施策2:緑の保全・再生・整備

1) 施策1:水と緑の保全と活用

■現状と課題

「水」については、河川の改修に合わせて美化、オープンスペースの整備を図る計画が葛下川改修事業において具体化されています。また、今池(下田地区)及び新池(五位堂地区)に親水公園が整備されるなど、ため池の利活用が進んでいますが、耕作地、人の減少に伴い、ため池を古くから維持管理していた地元関係者も少なくなり、維持管理が困難な状況になりつつあります。

「緑」については、金剛生駒紀泉国定公園や県の自然環境保全区域、近郊緑地保全区域に指定されている二上山系などの西部山岳部は、保全の網に守られていますが、麓の丘陵地では宅地開発や道路整備のために次第に緑が失われてきています。

■ 基本方針

「二上山系の麓の丘陵地を幾筋かの河川が走り、微高地に畝をかたちづくりながら流れくだり、葛下川にいたる途中にため池があって水が淀んでいる」という香芝市の"原風景"の再現をめざした、自然の保全再生への取り組みを進めます。

■ 関連計画 緑の基本計画

■主な取り組み

①水の保全と活用

- ●国定公園や自然環境保全区域の森林を保全するとともに、水源の涵養ならびに土 石流の防止を図ります。
- ●下水道の整備等により、河川の水質浄化を図るとともに、ごみの清掃による美観 の向上をめざします。
- ●河川の豪雨時における雨水負荷軽減を図り、自然に近い形での環境護岸整備を推進します。
- ◆ため池については、農業のための用水機能、治水のための遊水機能、環境のための親水機能のバランスをとりつつ親水公園化を図っていきます。

②緑の保全と活用

- ●国定公園や自然環境保全区域の「青垣」となる森林地帯に"ビオトープ"の形成を図ります。特に笹ゆりなど、二上山系の自然を象徴するような植物群落や樹木の緑と凝灰岩の白のコントラストが美しい屯鶴峯の景観の保全再生を図ります。
- ●二上山系からの緑の畝筋については、市民参画による合意形成を行いながら保全 や公園化等の再整備を図ります。畝筋に対する谷筋については、市街化調整区域

の田園風景の保全を図るとともに、都市近郊型農業の確立に努めます。

図表 9 土地利用別面積(市全体)

区 分		昭和	63年	平成	8年	平成	;15年	増減面積	
		面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比	(ha) (H15-S63)	
	F	農地(小計)	628.9	25.9%	427.5	17.6%	390.0	16.1%	- 238.9
自然		田	581.2	23.9%	349.0	14.4%	312.0	12.9%	- 269.2
的		畑	47.7	2.0%	78.6	3.2%	78.0	3.2%	30.3
土	日	林	813.4	33.5%	729.6	30.1%	701.3	28.9%	- 112.1
地	水	面	70.4	2.9%	62.3	2.6%	62.3	2.6%	- 8.1
利用	そ	の他の自然地	117.0	4.8%	79.1	3.3%	70.5	2.9%	- 46.6
, 13		小 計	1,629.7	67.1%	1,298.4	53.6%	1,224.0	50.5%	- 405.7
	5	宅地(小計)	517.2	21.3%	544.7	22.5%	611.5	25.2%	94.3
		住宅用地	457.6	18.8%	454.7	18.8%	509.9	21.0%	52.3
都		商業用地	25.0	1.0%	33.2	1.4%	46.2	1.9%	21.2
市		工業用地	34.6	1.4%	56.8	2.3%	55.3	2.3%	20.7
的土	公	共・公益用地	109.6	4.5%	106.7	4.4%	130.6	5.4%	21.0
地	道	路用地	101.1	4.2%	334.5	13.8%	353.9	14.6%	252.8
利	狡	通施設用地	14.2	0.6%	15.0	0.6%	15.0	0.6%	0.8
用	そ	の他公的施設	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0
	そ	の他の空地	56.2	2.3%	123.7	5.1%	88.1	3.6%	31.9
		小 計	798.3	32.9%	1,124.5	46.4%	1,199.0	49.5%	400.7
	合	計	2,428.0	100.0%	2,423.0	100.0%	2,423.0	100.0%	- 5.0

平成15年は、図上計測による。

資料:都市計画基礎調査



2) 施策2:公園・緑地の整備とまちの緑化

■現状と課題

香芝市の特徴のひとつは、緑豊かな環境にあり、市民意識調査においても「緑の豊かさ」については、「満足」「ほぼ満足」合わせて46%とかなり高い満足度が示されています。しかしながら、田や畑の減少により、身近な緑が次第に減少しています。また、市民ひとり当たりの都市公園面積は、増加しているものの、法令に定める標準値(10㎡)には達していません。

香芝市では、市民の住まいの身近な街区公園、また多くの市民が集い憩うことのできる大規模公園ともに整備が不足し、豊かな自然環境が、必ずしも市民が身近に緑とふれあう場となる公園整備という形で生かされていません。

■ 基本方針

「緑の基本計画」に基づき、都市公園等公共的な「緑」の整備を進めるとともに、市 民の「緑」に対する意識や取り組みを高めていきます。

■ 関連計画 緑の基本計画

■ 主な取り組み

①公園整備の推進

- ●既成市街地においては、街区公園など市民が身近に楽しめる公園の整備を計画的 に進めます。
- ●既存公園について、多くの市民が憩い、身近に自然と親しめる場として、その魅力を高めます。
- 尼寺廃寺をはじめとする歴史公園、ため池を活用した親水公園など香芝市の資産 を活用した多様なタイプの公園整備を図ります。
- ●幼児から高齢者にいたる市民各層が、緑に恵まれた環境の中で、自然に触れなが らスポーツを楽しめる香芝市スポーツ公園の整備を図ります。
- ●都市計画公園として既に計画決定されている香芝総合公園については、当面、既 設の総合プールを核として、周囲との一体的な環境整備をめざします。

②市民ぐるみの緑化運動の推進

●緑や四季折々の花にあふれる都市環境を創出するため、地域ぐるみ、市民ぐるみ で総合的な緑化推進を図ります。

③公共公益施設の緑化推進

●市内の小中学校、都市計画道路、駅前広場をはじめとする公共公益施設の緑化を 推進します。

④墓地設置の検討

●墓地について、市民ニーズも勘案して、自然と一体となった環境整備の立地について検討を進めます。

図表10 都市公園面積の推移

年度	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
公園種別	箇所	面積 (ha)												
住区基幹公園	74	17.85	74	17.85	82	23.41	82	23.41	85	23.48	85	23.48	93	26.87
街区公園	72	10.44	72	10.44	78	11.21	78	11.21	81	11.28	81	11.28	88	12.67
近隣公園	1	2.84	1	2.84	3	7.63	3	7.63	3	7.63	3	7.63	4	9.63
地区公園	1	4.57	1	4.57	1	4.57	1	4.57	1	4.57	1	4.57	1	4.57
都市基幹公園	1	1.68	1	1.68	1	1.68	1	1.68	1	1.68	1	1.68	1	1.68
総合公園	1	1.68	1	1.68	1	1.68	1	1.68	1	1.68	1	1.68	1	1.68
運動公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基幹公園計	75	19.53	75	19.53	83	25.09	83	25.09	86	25.16	86	25.16	94	28.55
都市緑地計	16	2.67	16	2.67	25	5.47	25	5.47	25	5.47	25	5.47	38	8.47
都市公園計	91	22.20	91	22.20	108	30.56	108	30.56	111	30.63	111	30.63	132	37.02
市民ひとり あたり面積 (㎡/人)	3.49		3.41		4.59		4.46		4.37		4.29		5.12	

(3) 基本施策 3: 防災と安全対策の充実

1) 施策1:災害に強いまちづくりの推進

■現状と課題

近年、わが国全般において、阪神淡路大震災以降、新潟中越地震をはじめ、大規模な 地震の発生や集中豪雨による被害が相次いでいます。

平成15年12月には、香芝市を含む奈良県全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に 指定されました。東南海・南海地震は、今世紀前半の発生確率が非常に高く、発生した 場合には甚大な被害が引き起こされることが予測されており、本市においても十分な備 えが必要です。

また、水害対策としては、雨水計画を策定し、上中地区において公共下水道事業(雨水)による浸水対策を行うとともに、県施行の葛下川をはじめとした河川改修、ため池の治水利用とともにレクリエーションにも利用する整備を今池において行っています。

災害時においては、その初動態勢として、地域住民の協力が必要不可欠なことから、 本市では、自主防災会の組織化を進めています。今後、市民ひとりひとりの意識レベル からの準備を整えておくことが重要となっています。

■ 基本方針

全市的な防災への取り組みに関する基本計画となる「地域防災計画」に基づき、災害に強いまちづくりを推進するとともに自主防災会を核として市民の防災意識の向上を図り、市全体としての総合的な防災力の強化を図ります。

■ 関連計画 地域防災計画 雨水計画

■ 主な取り組み

①地域防災体制の充実

- 自主防災会の設置を促進するとともに、各種研修会等を通じて自主防災リーダー の育成に努めます。
- ●災害時においてボランティア活動が効果的に行われるよう、各種ボランティア団体に対して防災に関する研修、訓練への参加を働きかけながら、防災ボランティアの育成を図るとともに、ボランティアとの連携を図るための体制を構築します。
- ●災害の大規模化、広域化に対応するため、応援協定を締結している団体との情報 の共有化を図りながら、相互応援体制の実行性を高めていくとともに、民間団 体・企業・地域との物的・人的な協力体制を整備していきます。

②防災まちづくり計画に基づく災害に強いまちづくりの推進

- ●本市の都市防災機能の強化を図るため、総合的な防災まちづくり計画を策定し、 それに基づいた災害に強いまちづくりを推進します。
- ●広域避難地として利用できる防災機能を備えたスポーツ公園及び総合公園の整備、防災拠点施設・避難所など不特定多数の住民が利用する公共施設の耐震化の計画的推進、民間建築物の耐震化の促進などに取り組みます。
- ●災害時の避難路・緊急輸送路などの確保のため、ゆとりある道路空間の整備、街 区公園等のオープンスペースの確保を図るなど災害に強い市街地形成に努めま す。

③水害防止の推進

- ●地域防災計画と連動した「水防計画」、大雨時における危険地域を示した「ハザードマップ」の作成などにより、総合的な水防態勢の強化をめざします。
- 豪雨時の河川の増水を抑制するため、公共施設やため池を利用した雨水貯留浸透 施設の整備を推進します。
- ●溢水や堤防の決壊を防止するため、県施行の葛下川をはじめとする市内の河川改修、土砂流出やがけ崩れに備えた砂防事業、急傾斜地崩壊対策を推進します。

④災害時におけるライフラインの確保

- ●上水道については、震災等の大規模な災害に際しても断水を極力防止するため、 老朽化した管の取り替えや管路管理システムの導入を推進します。また、給水タンク臨時用給水栓などの応急給水資材の充実を図り、上水道の供給が停止した場合にも直ちに飲用水が届けられる対策を講じます。
- ●下水道については、地震時においても機能低下を小さく抑えかつ早期機能回復可能となるような対策を講じます。また、災害時における市民の生活レベルを維持するため、可能な限り水洗トイレを使用するための方策と使用できない場合の代替手段の検討を進めます。
- ●電気、ガス、電話等その他のライフラインについても、事業者に対して災害時の 安定供給等の確保を要請していきます。

2) 施策2:市民の生活安全システムの構築

■現状と課題

わが国全体で、いわゆる「安全神話」の崩壊が指摘される中、特に、全国的に子どもが被害者となる凶悪な事件が多発し、市民の安全安心への関心は非常に高まっており、市民意識調査においても最優先に望まれる施策に位置づけられています。また、急速に進展する情報化社会の中で、インターネットなどを利用した取引など消費者取引が複雑多様化してきており、それに伴って悪質商法が多様化しています。

このような中、市制施行以前からの課題であった香芝警察署の設置が予定されており、市民生活の安全安心の要として期待されています。

■ 基本方針

防犯施設や安全施設の整備を進めるとともに、関係各機関との連携体制の充実、啓発活動などを強化し、市民ひとりひとりの防犯安全意識・知識の向上を図り、犯罪、交通事故、火災などの少ない、市民が安心して暮らすことのできるまちをめざします。特に、地域ぐるみで子どもの安全を守る態勢を整えることをめざします。

■主な取り組み

①防犯対策の充実

- ●香芝警察署の設置を受け、関係機関の連携をさらに強化するとともに、「安全で 住みよいまちづくりに関する条例」に基づき、防犯、事故防止等安全に対する市 民意識の高揚と自主的活動の推進を図ります。
- ●地域社会との連携による市民ぐるみの防犯活動の推進、特に、子どもの安全を守 る体制の強化を図ります。

②交通安全対策の充実

- ●交通事故を防止するための安全対策を進めるとともに啓発看板、注意喚起標識、カーブミラー等交通安全施設の点検及び整備充実を図ります。
- ●シルバードライバーに対する交通安全運転講習、幼稚園・小学校・中学校における 交通安全教育の充実を図るなど、幼児から高齢者にいたる各年代に対応した幅広 い交通安全運動を実施します。

③消防体制の充実

- ●香芝·広陵消防組合の組織、装備の充実の推進を図ります。
- ●消防団については、地域社会における消防防災の中核として、装備の充実および 人員の確保を図ります。また、緊急時に円滑な対応を促進するため、消防団と香 芝消防署との連携強化を図ります。

④消費者の自立支援の強化

- ●消費者苦情並びに消費生活の相談を行う消費生活相談窓口を設置して、相談者に 対する具体的な解決方法の助言・あっせんを行います。
- ●消費生活に関するトラブルを未然に防ぐため、高齢者等を中心とした消費者教室 の開催や情報提供を行います。

図表11 犯罪発生件数の推移

単位:件

区分	総	数	凶害	惡犯	粗易	影犯	窃盗	認	知能	왠	風俗	犯罪	その	D他
年	認知	解決	認知	解決	認知	解決	認知	解決	認知	解決	認知	解決	認知	解決
平成11年	843	452	5	5	9	6	772	415	6	6	16	16	35	4
平成12年	1,135	429	1	1	12	12	1,082	388	11	10	10	9	19	9
平成13年	1,583	247	4	2	34	20	1,356	201	18	15	8	_	163	9
平成14年	1,473	238	7	2	31	10	1,186	204	26	6	9	2	214	14
平成15年	1,375	340	4	7	34	23	1,026	272	31	20	16	3	264	15
平成16年	1,244	334	5	4	50	29	869	249	57	16	21	12	242	24
平成17年	1,131	387	3	2	30	27	903	309	35	18	6	3	154	28

図表12 交通事故発生件数の推移

区分 年	人身事故件数	死者(人)	傷者(人)	
平成11年	386	4	433	
平成12年	411	5	460	
平成13年	431	4	471	
平成14年	392	3	442	
平成15年	398	2	447	
平成16年	393	0	438	
平成17年	418	6	475	



図表13 火災発生件数の推移 単位:件

区分 年	建築物	車両	林野	その他	合 計
平成11年	10	2	0	7	19
平成12年	13	3 0		0	16
平成13年	11	2	1	6	20
平成14年	18	6	0	7	31
平成15年	10	7	0	2	19
平成16年	12	2	0	9	23
平成17年	8	0	0	2	10





基本目標

ゆとりとやすらぎのある 元気あふれるまち

(健康福祉都市)

◆「ゆとりとやすらぎのある 元気あふれるまち」がめざす姿

福祉基盤やサービスが充実し、また、"守心して子どもを生み育てることができる"社会が実現されており、市民が健康で、ゆとりとやすらぎ、そして元気あふれるまち。



「ゆとりとやすらぎのある元気あふれるまち」の基本施策の概要

基本施策	基本施策の目標	基本施策の 成 果 目 標	H16年度市民意 識調査満足度
信頼と安心の福祉の充実	市民の信頼を得ることができる福祉 サービスを総合福祉センターを中心 に展開し、高齢者など介護や公的扶 助を必要とする市民やこれから高齢 化を迎える市民が安心して暮らせる まちをつくります。	福祉環境が整 っていると感 じている市民 を増やす。	39.0%
安心して子ど もを産み育て ることのでき る社会の実現	少子化社会の進展に対応して、子育 て支援を充実させ、安心して子ども を産み育てられる環境を整備します。	子育てしやす い環境にある と感じている 市民を増やす。	33.5%
市民の健康の確保	市民の要望の多い医療施設の整備を 図るとともに、疾病の予防対策を充 実させ、健康な市民生活を守ります。	医療体制や健 康に関する施 策に対して満 足している市 民を増やす。	46.8%

(1) 基本施策1:信頼と安心の福祉の充実

1)施策1:福祉基盤の確立

■現状と課題

香芝市では、平成10年に地域福祉の拠点施設として総合福祉センターが整備されるととともに、各種の保健福祉に関する計画も策定されるなど、福祉施策を推進する基盤が整ってきています。

香芝市民の年齢構成は、比較的、若くなっていますが、今後は、高齢社会が急速に進展することによって、福祉ニーズが一層増大することも予想されます。これに備えて、福祉の基盤整備を強化するとともに、その基盤を使って地域福祉を行う「仕組みづくり」「人づくり」が急がれます。

■ 基本方針

総合福祉センターを中心に市民の信頼を得ることができる福祉サービスを展開し、介護や公的扶助を必要とする市民やこれから高齢化を迎える市民が安心して暮らすためのハード・ソフト両面での基盤づくりをめざします。

■ 主な取り組み

①総合福祉センターの機能の充実

- ●総合福祉センターにおいて組織集約のメリットが発揮できる体制を構築し、市の 福祉政策の拠点として、総合的な福祉機能の充実を図ります。
- ●保健センター機能の総合福祉センターへの移転を図り、健康福祉ゾーンとしての 位置づけを高めます。

②地域福祉を担う人づくりとボランティアとの連携

●地域福祉を担う人材のネットワークを拡張するとともに、福祉関連のNPO等の 育成と連携を深めます。

③人にやさしいまちづくりの推進

●公共施設や一般市民が頻繁に利用する建物について、段差解消などバリアフリー 化を推進し、子どもから高齢者まで、障害を持つ人も持たない人も、自分の意思 で行動することのできる「人にやさしいまちづくり」を推進します。

2) 施策2: 高齢者福祉の充実

■現状と課題

わが国の少子・高齢化は諸外国にも例のないスピードで進んでいます。香芝市は、全国的に見ると少子・高齢化の傾向は顕著ではないものの、高齢化は着実に進んでいます。 介護保険制度の導入などにより、高齢者福祉の実施主体が、国から市町村へと大きく 方向転換され、市町村には、高齢者福祉の責任ある取り組みとともに、少子化・人口減 少社会に対応するために、高齢者の活力を活かす取り組みの推進が求められています。

■ 基本方針

高齢者福祉施策の指針である老人保健福祉計画に基づき、介護保険制度を活用しながら、保健、福祉、医療、生涯学習など各分野の調整と一体的な運用を行い、高齢者が安心して元気で過ごすことのできるまちをめざします。

■ 関連計画 老人保健福祉計画

■主な取り組み

①介護保険制度の適切な運用

● 適正な要介護認定を実施し、要介護者のニーズと被保険者の保険料負担とのバランスのとれた適切な運用を図ります。

②介護サービス提供の基盤整備

- ●介護保険制度に定める介護サービス計画(ケアプラン)に基づき、サービス提供 事業者が要介護者・要支援者のニーズに適合した在宅サービス・施設サービスを 実施していけるような基盤整備を促進します。
- 在宅サービスの内容や介護保険施設の設備・サービスの水準について詳細な情報 を提供し、介護保険制度の趣旨である選択の自由の確保に努めます。

③高齢者の生きがい・健康づくり

- ●訪問指導や高齢者実態把握調査(つながり訪問)の際に生きがいの発見や社会参加を促すなど、心のケアに充分配慮した対応を行い、閉じこもりをなくし、認知症や寝たきり高齢者をつくらない取り組みを展開します。
- 高齢者の経験・能力・趣味等を生かした熟年パワーを社会に還流するシルバー人 材センターについて、登録人材の確保や事業所等への啓発に努め、一層の充実を 図ります。
- 高齢者の健康増進や学習意欲に応えるため、高齢者のニーズに合致したスポーツ 指導や学習システムの整備を進めます。

図表14 要支援者・要介護者数の推移

単位:人

年度 区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
要 支 援	61	73	135	197	256	290
要介護 1	131	230	338	440	515	582
要介護 2	148	163	214	235	210	270
要介護 3	90	117	126	135	212	211
要介護 4	91	120	153	191	205	199
要介護 5	85	101	126	161	167	176
合 計	606	804	1,092	1,359	1,565	1,728

(例年10月1日現在)



3) 施策3:障害者福祉の充実

■現状と課題

平成18年4月1日から、「障害者自立支援法」が施行され、障害者の地域生活と就労を進める観点から障害の種別にかかわらず共通の障害者福祉制度により支援することになりました。

障害を持つ人も持たない人と同様に地域の中で普通に生活できる環境を整える「ノーマライゼーション」の理念を推し進め、公共施設の物理的バリアフリー化とともに、社会的、制度的、心理的および情報面でもバリアフリー化が求められています。

■ 基本方針

「障害者福祉計画」を策定し、利用者のニーズ把握に基づく各種支援策の充実により、福祉水準を高め、障害の重度化防止を図るとともに障害者の社会参加を支援する取り組みを進めます。

■主な取り組み

①障害者の在宅福祉の充実

●障害の程度に応じた補装具や日常生活用具の給付、訪問介護、訪問入浴、デイサービス、短期入所生活介護等の在宅福祉サービスを行います。

② 障害者の施設福祉の充実

●施設の選択の幅がより広がるように基盤整備に努めるとともに、施設のサービス 内容や人員、設備等の情報提供を進めて、適切な入所相談を行います。

③ 障害者の社会参加の促進

●在宅障害者の社会的生活能力の向上を図るとともに、その社会活動に必要な援助を行うことにより、在宅障害者の社会活動への参加と自立を促進することを目的として障害者のニーズに応じた、手話通訳養成講座や手話通訳者の設置、また、盲人用卓球やレクリエーション事業を開催していきます。

図表15 身体障害者手帳・療育手帳所持者数推移

単位:人

								<u> </u>
区分	年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
身	視覚障害	129	137	142	148	154	159	165
身体障害者手帳	聴 覚 障 害	159	167	169	179	200	212	222
書	肢体不自由	1,030	1,071	1,168	1,272	1,321	1,386	1,431
蒼	内部機能障害	312	332	361	388	411	442	471
帳	合 計	1,630	1,707	1,840	1,987	2,086	2,199	2,289
狙	京 育 手 帳	200	208	227	236	253	276	284

4) 施策4: 社会保障制度の安定的な運用

■現状と課題

高齢化の進展や経済雇用情勢の悪化の影響を受け、他都市と比べてその割合は低いものの、香芝市でも被保護人員や被保護世帯は増加傾向にあります。

社会保障制度は、すべての人びとの安心を支える非常に重要な制度ですが、それだけに、雇用情勢の状況を踏まえつつ、自立支援、自立就労支援に積極的に取り組むことで、制度の安定的な維持に努めていく必要があります。

■ 基本方針

生活困窮者の実情に合った生活保障制度の改善を国や県に要望していくとともに、生活保護世帯の自立を図るなどして適正な生活保障体制の確立をめざします。

■主な取り組み

①低所得者福祉制度の安定的運用

●生活保護の適正な運用保護による保護世帯の生活の安定化を図るとともに、生活 相談、就労の促進等に努め、保護世帯の自立を促進します。

②国民年金制度の安定的運用

●広報活動などを通じて重要性をPRし、無年金者の解消および納付率の向上を図るとともに、年金制度全般の周知や老後の不安の相談に応じる体制の充実を図ります。

年度 区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
被保護世帯数	50	54	63	63	70	84	89
被保護人員	75	82	93	95	106	120	129
高齢世帯	24	23	26	27	31	44	47
傷病障害世帯	17	21	27	27	29	26	27
母子世帯	8	9	10	9	10	10	11
その他世帯	1	1	0	0	0	4	4
保護率(%)	1.20	1.28	1.41	1.41	1.53	1.70	1.80

図表16 被保護世帯・人員の推移



(2) 基本施策 2: 安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現

1)施策1:子育てと子育ちをあたたかく見守る社会の実現

■現状と課題

全国的に少子化が急速に進行し、わが国全体にとっての最重要課題のひとつとなっていますが、香芝市では、ニュータウンを中心とする地域への子育て世帯の転入により、14歳以下の年少人口は、増加傾向が続いています。

しかし、それら世帯の大半が核家族で、開発地域を中心に地域での関係を持つ機会が 少ないうえに、生活の場において世代を超えた付き合いができにくい環境にあります。 このため、子育ての負担を助長するとともに、育っていく子どもたちの社会性や意思疎 通能力の発達にも悪影響を与えかねないことが懸念されます。

今後、単に保育サービスの推進だけでなく、子育ての豊かさを実感し、子育ての不安 を社会全体で共有し合えるような地域環境づくりが必要となっています。

■ 基本方針

「次世代育成支援行動計画」を軸として、「子どもを育てることは未来を育てること」という視点に立ち、家庭、地域、事業者、行政が相互に連携し一体的に施策を展開することにより、子育てしやすい環境を整えます。

■ 関連計画 次世代育成支援行動計画

■ 主な取り組み

①子育ての地域ネットワークの構築

●地域が一体となった子育て支援のネットワーク構築により、児童虐待などを未然 に防ぎ、子どもの健全な成長を支える環境を整えます。

②子どもを巡る安全な生活環境の整備

●ベビーカーが通行しやすい歩道の整備などを推進するとともに、安心できる子ど もの遊び場を地域の中に確保します。

③保健・医療・療育システムの整備

- ●救急病院や小児科医院などの施設や機能の充実・連携を促進し、子どもが病気になっても安心な医療体制を整備します。
- 育児支援としての乳幼児健診の体制整備・休日健診を検討するとともに、発達相 談日の増設・療育施設との連携強化を図ります。

④子育ての経済的支援等の充実

●子どもの医療費等を助成するとともに、それぞれの家庭の悩みに応じた相談体制 の整備を図ります。







2) 施策2:子どもを育てながら多様な生きかたを選択することができる社会の実現

■現状と課題

香芝市の保育所は、公立7園、私立3園があり、それぞれの保育所が、創意工夫を凝らした中で、独自の保育サービスを展開しています。

本市における過去5年間の保育サービスの変化を振り返ると、全保育所での0歳児保育の実施、保育時間の延長、休日保育、一時保育、保育所の新設及び定員の見直し、さらには県下で初めての病後児保育の実施など、サービス向上を図ってきました。この間、公立・私立保育所(園)における在籍児童数も増加しており、年度当初から希望する保育所に入所できないという状況も発生しています。

また、現在、各小学校区に1箇所の公立の学童保育所と2箇所の民間の法人で放課後の児童を保育していますが、入所児童数も、ここ数年で急増しています。

子どもを巻き込んだ犯罪が多発する現在、子どもの安全に対する親の不安を払拭する ためにも、また、就学前児童への保育サービスとの格差を緩和するためにも、今後は学 童期の保育サービスの充実が大きな課題となっています。

■ 基本方針

仕事と子育ての両立支援を女性だけでなく、働く全ての人のための「ユニバーサル施策」として位置づけ、その中で、「出産・育児か、仕事か」という選択ではなく「出産・育児も仕事も」という多様な生き方を選択できる社会の実現をめざします。

■ 関連計画 次世代育成支援行動計画

■ 主な取り組み

①保育サービスの充実

- ●保育所において、乳児保育、長時間保育、早朝保育、一時保育、障害児保育、病 後時保育などの保育サービスの充実に努めます。
- ●子育てに不安を抱く保護者に対して、保育士や幼稚園教諭の人材を活用した相談 事業の展開を図ります。
- ●子育てに関するボランティアを募集するとともに、ボランティア活動に際して必要な知識や技術の習得の場を提供します。
- ●今後の保育所の整備にあたっては、幼保一元化、民間活力の導入も含めた中での 検討を進めます。

②学童保育サービスの充実

●保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後児童健全育成事業による専用施設を利

用した適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

③子育て支援の企業への働きかけ

●市内の企業に対して、企業の社会的責任として、仕事と子育ての両立が可能な雇 用環境の整備や働き方の見直しをするように働きかけます。

図表17 保育所入所児童数推移

単位:人

区分	合 計	年	龄	別
年度		0歳~2歳	3 歳	4歳~5歳
平成12年度	828	275	184	369
平成13年度	892	302	213	377
平成14年度	960	338	219	403
平成15年度	1,126	375	293	458
平成16年度	1,222	378	290	554
平成17年度	1,257	389	267	601

(各年4月1日現在)

図表18 学童保育所児童数推移

単位:人

									ー キロ・ハ
学童保		年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
下		田	36	49	42	36	48	48	62
五	位	堂	24	28	28	23	32	34	47
=		上	13	15	18	22	27	29	38
関		屋	13	4	6	5	9	6	17
三		和	10	18	19	26	35	42	43
志	都	美	8	11	11	13	11	6	8
鎌		田	5	18	17	12	15	19	16
真美	美ヶ日	東	37	36	37	40	42	48	48
真美	美ヶ月	丘西	22	15	8	8	13	21	26
旭	ケ	丘	13	27	37	42	48	67	86
	計	†	181	221	223	227	280	320	391



(3) 基本施策3:市民の健康の確保

1) 施策1: 医療体制の充実

■現状と課題

香芝市では、市内での開業医は、年々増加しつつあるものの、総合的な病院や夜間休日診療所が無いため、これらの整備を望む市民ニーズは非常に高いものがあります。葛城広域行政事務組合の運営する葛城地区休日診療所は、大和高田市にありますが、準夜診療のため、深夜の救急は他地区の休日診療所を利用せざるを得ない状況です。また、香芝市は県下で出生率が一番高く、乳幼児の救急医療の充実も望まれるところです。

奈良県の定める地域医療計画においては、香芝市の属する中和医療圏全体としては病 床数が足りているため、病院の新設認可は困難な状況にあります。しかしながら、市民 意識調査においても、香芝市の夜間休日医療体制や市民病院を含む総合的な医療体制の 充実を望む声は常に上位にランクされており、市民ニーズに対応した取り組みが求めら れています。

■ 基本方針

人口の増加に対応した医療施設および救急医療体制の充実に向けた取り組みを推進します。

■主な取り組み

①夜間休日診療体制の整備

- ●市外を含む夜間休日診療体制についての市民への周知を図るとともに乳幼児や独居高齢者の緊急時医療制度整備についても検討を行います。
- 葛城地区休日診療所の夜間診療体制の整備を促進するとともに、市内の夜間休日 診療所の開設をめざした検討を進めます。

②総合的機能を持つ病院の誘致推進

- ●民間医療機関との連携により、市内での診療科目の充実を図っていきます。
- 奈良県の地域医療計画の改正とともに、市内での総合的な医療体制の充実を図る ため、民間の医療施設の誘致を推進する体制を整えます。

図表19 市内医療機関の状況

(平成18年2月現在)

			· · · · · ·	
病	院	診り	京 所	歯科医院
病院数	病床数	診療所数	病床数	图件区院
3	737	45	26	33

2) 施策2:市民の健康づくり

■現状と課題

香芝市では、人口の高齢化に伴い、生活習慣病が増加し、医療費も増大する傾向にあります。生活習慣病は、放置することにより重症化し、脳血管疾患から要介護状態を招くこともあるため早期に発見し治療するとともに、発病を予防することが重要ですが、香芝市では基本健診の受診率が全国平均より低い状況となっています。

このため、市民の自己健康管理能力を高めるよう健康づくりの普及啓発を積極的に行うとともに、地域や学校、職場、医療機関等との連携を強化していくことが必要となっています。

また、国民健康保険では、高齢化の進展という社会的背景から、今後も厳しい財政事情が予想され、安定的、健全な財政運営が大きな課題となっています。

■ 基本方針

「健康かしば21」に基づき、市民ひとりひとりの健康づくりへの意識を高め、市民が生涯を通じて健康づくりを実践することのできる環境づくりをめざします。

■ **関連計画** 健康かしば21

■主な取り組み

①保健サービスの充実

- ●市民ひとりひとりが健康な生活を送れるよう健康づくりについての啓発を行い、 意識の高揚を図ります。
- ●訪問指導、健康相談、健康教室等の保健サービスの向上を図るとともに、予防衛生対策の推進、検診の実施等、疾病を予防するためのサービスの充実を図ります。

②国民健康保険の健全運営

- ●人間ドックなどの保健事業の分析結果などを活かしつつ、保健事業の充実を図ります。
- ●保健事業の充実による疾病の予防と健康づくりの正しい知識の普及、広報啓発活動等による国民健康保険制度の周知とともに、適正受診の啓発、診療報酬明細書の内容の点検強化により医療費の適正化を図ります。
- ●国民健康保険会計について、安定的な財政基盤の確立に向けての取り組みを進めます。



図表20 基本健診受診率の推移

年度 区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
対象者(人)	9,861	9,539	9,580	9,599	9,507
受診者(人)	2,753	3,004	3,672	3,659	4,015
受診率(%)	27.9%	31.5%	38.3%	38.1%	42.3%





基本目標

心豊かな人を育て生活の 豊かさが感じられるまち

(生涯いきいき都市)

◆「心豊かな人を育て生活の豊かさが 感じられるまち」がめざす姿

市民が生涯を通じて、向上心を持った幅広い活動を、いつでも、どこでも、誰でも心身両面で行える社会が実現しているまち。

基本施策 1 : 市民誰もが楽しめるスポーツ環境の整備 58 施策 1 : スポーツ施設の充実 58 施策 2 : 市民の自主的なスポーツ活動の促進 60
基本施策 2 : 生涯をとおした学習環境の整備
基本施策 3 : 心豊かな人を育てる教育 64 施策 1 : 幼児教育の充実 64 施策 2 : 義務教育の充実 66 施策 3 : 青少年の健全育成 69



「心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち」の基本施策の概要

基本施策	基本施策の目標	基本施策の 成 果 目 標	H16年度市民意 識調査満足度
市民誰もが楽 しめるスポー ツ環境の整備	市民誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を整え、スポーツを通して市 民の健康と地域のふれあいを増進します。	誰もがスポー ツを楽しめる 環境が整って いると感じて いる市民を増 やす。	33.2%
生涯をとおし た学習環境の 整備	生涯を通じて向上心を持ち続けられる刺激に満ちた学習環境を整備し、 市民個人がそれぞれにいきいきと毎日を送れるまちをめざします。	生涯学習環境 が整っている と感じている 市民を増やす。	34.0%
心豊かな人を 育てる教育	時代の変化に即応した学校教育を行 うと同時に、いつの時代でも変わら ない豊かな心を育む教育を行います。	「魅力ある」園 学校になって いると感じて いる市民を増 やす。	31.2%

(1) 基本施策1:市民誰もが楽しめるスポーツ環境の整備

1)施策1:スポーツ施設の充実

■現状と課題

スポーツは体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足を与え、健康の保持増進、体力の向上にも寄与するものですが、近年、生活の利便性の向上に伴い、日常生活における身体活動の機会や場が減少しています。

市内の社会体育施設としては、総合体育館、地域体育館、健民運動場、健民テニスコート、高山台グラウンド、総合プール、高塚グラウンド、観正山グラウンド、高塚テニスコートが整備されています。しかし、大半の施設は建築から、10~20数年を経過しており、修繕個所が年々増加する傾向にあるほか、総合的なスポーツ施設が無いなどの課題もあります。

■ 基本方針

香芝市スポーツ公園を整備するとともに既存施設の有効利用を図り、市民誰もが気軽にスポーツを楽しめる施設環境づくりをめざします。

■ 主な取り組み

①香芝市スポーツ公園の整備

●緑に恵まれた環境に包まれながら、市民誰もがくつろいだ雰囲気の中でスポーツ に親しめ、ゆったりと憩いながら交流を進める場となる "香芝市スポーツ公園" を整備します。

②既存スポーツ施設の活用

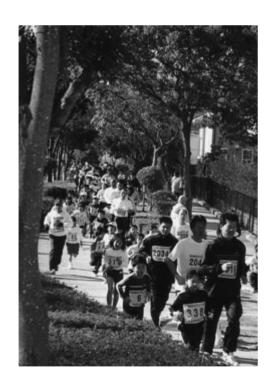
- ●既存スポーツ施設の改修を計画的・段階的に進め、施設の質の向上を図るととも に、学校開放を促進し、市民がスポーツ施設を利用しやすい環境を整備します。
- ●総合プールについては、周囲の自然環境と交通条件を生かした施設として、民間 活力の導入によるリフレッシュについても検討を進めます。



図表21 社会体育施設の利用状況の推移

単位:人

							十四・八
年度 施設	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総合体育館	110,843	112,070	115,849	113,635	113,485	116,698	113,730
地 域 体 育 館	17,401	18,540	19,732	20,508	19,622	21,468	22,160
健 民 運 動 場	16,228	21,618	23,737	20,882	18,971	16,612	20,649
高塚グラウンド	17,041	19,531	16,822	12,301	20,249	20,314	17,200
観正山グラウンド	12,457	16,274	17,680	18,076	16,845	17,760	18,746
高山台グラウンド				9,258	12,060	12,127	13,910
高塚テニスコート	19,920	21,572	21,141	20,966	18,717	13,312	17,857
健民テニスコート	13,460	14,970	10,541	17,170	21,445	16,202	17,390
総合プール	30,006	30,288	22,355	21,154	21,843	22,728	25,314
総計	237,356	254,863	247,857	253,950	263,237	257,221	266,956





2) 施策2:市民の自主的なスポーツ活動の促進

■現状と課題

今後、仕事中心から生活重視へという市民の意識や価値観の変化、それによって生じる自由時間の増大等を背景に、スポーツの重要性がますます高まるものと考えられます。 施設の整備とともに、スポーツクラブ及び指導者の育成・支援、各種スポーツイベント 開催によるスポーツに親しむための環境づくりが必要です。

香芝市では、多種目のスポーツ活動を行っているスポーツ少年団の規模が県下では奈良市に次いで二番目であるほか、全国規模のスポーツ大会で優秀な成績を収めている学校もあるなど、市内でのスポーツ活動が盛んに行われています。これら幼少期の活動から生涯を通したスポーツ活動へと発展させるための基盤づくりが必要です。

■ 基本方針

スポーツを通して市民の健康と地域のふれあい増進を図ることを目標に、市民が総合的にスポーツに自主的に楽しむことのできる環境づくりを進めます。

■主な取り組み

①スポーツ振興計画の策定

●多様化高度化する市民のスポーツニーズに対応するため、総合的なスポーツ振興 の基本となるスポーツ振興計画を策定します。

②スポーツ活動団体、指導者の育成

- ◆体育協会、スポーツ少年団などの活動の支援の充実を図ります。
- ●広い年齢層がスポーツを通じて交流し、地域の連帯を深められる "総合型地域スポーツクラブ"の育成を図ります。
- ◆体育指導員の充実など広範な年齢層に多様な種目のスポーツを指導することができる指導者層の育成支援を図ります。

③スポーツイベントの実施

●市民レベルのスポーツ活動をリードするスポーツイベントを企画・実施します。

(2) 基本施策 2: 生涯をとおした学習環境の整備

1)施策1:生涯学習施設を拠点とする学習サービスの充実

■現状と課題

香芝市の生涯学習施設としては、中央公民館、市民図書館、二上山博物館があります。 中央公民館は、昭和55年の建設で、施設の老朽化が目立っています。また、1030席を持 つモナミホールには、その機能を有効に生かして、市民のニーズに応えた質の高い文化 芸術公演を市民に提供していくことが求められています。

図書館については、「文字・活字文化振興法案」が成立し、「地方公共団体は、地域の 実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、実施する責務を有する」 とされたこともあり、さらなる公立図書館の機能とシステムの拡充を図る必要性が高ま っています。

二上山博物館については、収蔵する旧石器一括資料は全国的にも高く評価されていますが、これらの資料とともに尼寺廃寺跡や下田東遺跡などの市内発掘調査で出土した新収蔵資料を活用することによって、香芝市の歴史文化を広く内外に発信していくことが必要です。

今後、団塊の世代が大量に退職する時期を迎え、時間面でゆとりをもつ人々が生涯学 習施設を利用する機会が増加すると思われます。どの施設についても、市民誰もが気軽 に学習に取り組める環境を整えていくことが必要です。

■ 関連計画 生涯学習推進基本計画

■ 基本方針

生涯学習推進基本計画に基づき生涯学習施設の再編やリニューアルを計画的に進める とともに、各施設の特性を活かしつつ、互いに連携を深めることにより、市民の生涯学 習環境の充実を図ります。

■ 主な取り組み

①中央公民館での生涯学習環境の充実

●市民の生涯学習活動の拠点施設として、市民誰もが気軽に利用できるように努めるとともに、施設の老朽化に対応したリフレッシュについても検討します。モナミホールについては、ホールの機能を生かして、市民が多種多様な文化芸術に触れることができるよう有効活用の促進を図ります。

②市民図書館での生涯学習環境の充実

●市民図書館を市民の生活情報館として位置づけ、サービスと蔵書の充実に努める とともに乳幼児から高齢者まであらゆる人が読書に親しめる環境を整えます。

③二上山博物館での生涯学習環境の充実

●展示施設の充実を図るとともに、香芝市の歴史伝統文化発信拠点として施設を位置づけ、香芝市の伝統文化を学び継承することのできる環境を整えます。

図表22 中央公民館利用状況の推移

単位:人

施設	年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
本	館	54,593	53,064	61,036	63,269	67,260	65,559	66,029
モナミホ	ィール	34,817	32,410	30,219	28,604	30,011	38,169	34,168
合	計	89,410	85,474	91,255	91,873	97,271	103,728	100,197

図表23 市民図書館利用状況の推移

年度 区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
総貸出人数(人)	148,211	149,112	149,792	157,535	171,747	175,335	164,756
うち市内人数(人)	126,235	127,512	129,099	137,411	151,137	155,025	145,860
総貸出冊数(冊)	455,120	451,012	454,260	478,292	519,521	532,558	592,330
うち市内冊数(冊)	386,835	385,838	393,081	417,508	457,686	472,365	525,938
蔵 書 数(冊)	185,422	188,774	189,439	190,493	192,641	191,569	196,537
市民ひとり当たり 貸し出し冊数(冊)	6.09	5.93	5.90	6.10	6.53	6.64	7.28
一人当たり蔵書数(冊)	2.92	2.90	2.84	2.78	2.75	2.69	2.72

図表24 二上山博物館利用状況の推移

単位:人

年度 施設	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
二上山博物館	11,700	11,012	11,511	12,368	11,538	11,716	8,722

2) 施策2:市民の生涯学習活動の促進

■現状と課題

団塊世代の退職、少子高齢化、終身雇用の崩壊、急速な国際化、さらには押し寄せる IT革命などの急激な社会変化を背景に、市民の学習意識はますます高まってきていま す。特に、団塊の世代の大量退職が目前に迫っており、これら「地域に帰ってくる人た ち」のセカンドライフの充実のためにも生涯学習の果たす役割は極めて重要です。

市民個々のライフスタイルに応じた学習機会の提供、メニューの充実、ITを活用した生涯学習情報提供システムなど、市民の生涯学習活動の支援とその成果を幅広く社会に還元する仕組みの強化が重要な課題となってきています。

■ 基本方針

市民が自主的に生涯学習活動に取り組み、その成果をまちづくりに活かすことのできる体制整備、まちづくりを担う人づくりのための生涯学習環境の充実に努めます。

■ 関連計画 生涯学習推進基本計画

■主な取り組み

①学習機会の拡充

- ●市内の各学校や民間教育機関と連携して、市民の多様なニーズに応える学習機会の提供を充実します。
- ●香芝市のまちづくりを推進する人づくりという観点に立った学習メニューの充実を図ります。

②生涯学習を担う人づくりの推進

●市民の持つ様々な知恵・知識・経験・ノウハウを多くの人に伝播させるため、生 涯学習活動の指導者の養成を人材バンク登録の充実などにより実現します。

③学習成果を生かす機会の拡充

- ●学習成果の発表と評価を行う機会を拡充し、目標をもった学習や学習意欲の伝播 を促します。
- ●学習成果を広く香芝市のまちづくりに生かすことができるような環境整備に努めます。

(3) 基本施策3:心豊かな人を育てる教育

1)施策1:幼児教育の充実

■現状と課題

近年、都市化や核家族化の進展、女性の社会進出など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。

少子化の進行により、地域の活力が低下するだけではなく、親と子のふれあいや子ども同士のかかわりが希薄になることで社会性や自主性が育ちにくくなるということも懸念されます。また、青少年犯罪の防止には、心身ともに成長する幼児期の教育が非常に重要であるとも言われています。

香芝市では、市内に平成17年4月に旭ヶ丘幼稚園が開園し、市立幼稚園が9園、私立幼稚園が2園あります。人間形成の基礎を培う幼児期の適切な教育環境づくりのため、幼稚園における教育内容の一層の充実と幼児の健全育成を図る必要がより高まっています。

■ 関連計画 学校教育の指導方針

■ 基本方針

①遊びを中心とした教育により、道徳性の芽生えや自然を愛し生命の尊さを知らせる。 ②自分の言葉で話す、造形やリズムで表現するなど「自分でしようとする力」を育て身 に付けさせる。③言葉で伝えることの喜びや人を信頼する心・感謝する気持ちややさし い心・社会的ルールを守ることや善悪の判断・我慢する気持ちなどを育み育てる、など により幼児の感性や社会性を広げるとともに「生きる力の基礎」を育てます。

■主な取り組み

①幼稚園教育の充実

●指導内容、方法の工夫・改善を図るとともに設備の充実を推進し、特色ある幼稚 園づくりをめざします。

②幼稚園における子育て支援活動の推進

- ●未就園児の保育活動への参加及び園庭の開放を促進するとともに、保護者対象の 教育相談や子育て経験の交流の場を設けます。
- ●市立幼稚園の「預かり保育」の充実や三年保育実施、また幼保一元化について今後も継続して検討していきます。



③教員の資質向上

●教員が自ら積極的な自己点検・自己評価を行うとともに、園内研修を積み重ね、 力量を確かなものとします。

図表25 幼稚園の園児・学級数の推移

(各年5月1日現在)

		年度	平成1	2年度	平成1	3年度	平成1	4年度	平成1	5年度	平成1	6年度	平成1	7年度
幼稚	園		園児	学級										
五	位	堂	84	4	87	4	95	4	105	4	89	4	97	4
下		田	185	7	171	6	156	6	173	6	181	6	90	4
=		上	66	4	77	4	90	4	100	4	108	4	92	4
志	都	美	76	4	78	4	103	4	119	4	113	4	44	2
関		屋	53	2	43	2	46	2	51	2	45	2	38	2
Ξ		和	87	4	95	4	91	4	76	4	70	3	55	2
鎌		田	76	3	73	4	67	3	65	3	48	2	34	2
真身	€ヶ 』	東	185	7	164	6	194	7	207	7	184	6	175	6
旭	ケ	丘											220	7
2		†	812	35	788	34	842	34	896	34	838	31	845	33



2) 施策2:義務教育の充実

■現状と課題

社会の急激な変化は、子どもたちの人間関係の希薄化、自然体験や生活体験の減少などをもたらし、教育のあり方にも大きな影響を及ぼしています。とりわけ、いじめや暴力行為、不登校等の問題は、深刻かつ重大な教育課題となっています。

このような社会背景のもと、平成14年度からは、ゆとりの中で自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを育むことを目的とした、完全学校週5日制が実施され、併せて、小学校・中学校において新しい学習指導要領による教育課程が実施されました。これにより、幼稚園・小学校・中学校が、「生きる力」の育成を基本的なねらいとする教育の展開に迫られています。

特に、子どもたちを災害や事故等の危険から守るために、学校と地域が一体となった体制づくりを進めるとともに、子どもたちひとりひとりの危機回避能力を育成していく必要があります。

施設面では、人口急増地域を校区とする香芝北中学校、旭ヶ丘小学校、二上小学校で教室数不足の問題が顕在化しています。また、学校は、子どもたちにとって、一日の内、多くの時間を過ごす場でもあり、特に、安全安心の確保が重点課題となっています。そして、学校施設は、災害時における防災拠点施設としての役割も担っており、この視点からの対応も急務となっています。

■ 基本方針

「たくましく、羽ばたく子どもの育成」を基本的なねらいとする教育を展開します。 具体的には、①21世紀を担う子どもたちに、主体的、創造的に生きていくための「確かな学力」を身に付けさせ、心の時代にふさわしい「豊かな人間性」を養い、たくましく生きるための健康や体力を育成することをめざすとともに、②子どもたちの個性を尊重し、ひとりひとりのよさを生かす教育を推進するとともに、自然体験やボランティア活動などの社会体験を取り入れ、特色ある教育活動の創造をめざします。

■ 関連計画 学校教育の指導方針

■主な取り組み

①確かな学力の育成

- ●少人数授業等により、学ぶ楽しさを実感させることを通じて、基礎的・基本的な知識・技能・態度の定着を図るとともに、主体的な学習態度や読書の楽しさを身に付けさせ、「生きる力」を育成するため、読書活動の活性化を推進します。
- 総合的な学習の時間で国際理解教育を深めるため、早期英語教育を推進します。

②豊かな人間性とたくましい心身の育成

- ●自然体験やボランティア活動などの社会体験を取り入れるとともに、学ぶ意欲の 湧く学校環境づくりを子どもたちとともに推進すること等を通じて、子どもたち が肯定的な自己理解を深め、社会で自立して生きていくための意欲・態度や能力 を育てます。
- ●健康・安全指導の充実を図り、体力の向上や基本的な生活行動を身に付けさせる 指導に努めます。また、自ら身を守る意識や行動力を身に付ける実践的な安全・ 防犯教育を展開します。
- ●香芝市の文化歴史、自然などの地域に密着した教育を行い、郷土を愛する心の醸成を図ります。
- ●学校のあらゆる教育活動において、児童生徒の人権意識、感覚を高める取り組み を進めるため、指導内容とその方法の改善・充実を図ります。

③創意と活力ある開かれた学校づくり

- ●教員が、自己を高め、指導力を向上させ、学校を発展させるための研修を実施するとともに、学校評議員制度の活用などを通じて、学校のさまざまな情報を積極的に提供します。
- ●教育活動の状況及び成果等、不断に自己点検・自己評価を行うとともに学校評価 を外部に求め、その結果を積極的に保護者や地域の人々に公表します。

④特別支援教育の推進

●障害のある児童・生徒のひとりひとりが学習上の困難を改善・克服するため、教育や指導を通じて必要な支援を行います。

⑤学校施設環境の充実

- ●学校施設の老朽化への対応については、災害時における避難場所としての位置づけも踏まえた整備を順次、進めます。
- ●人口急増地区における教室数の問題については、中長期的な児童生徒数の推移を 見極めたうえで、校区変更、校舎の増築等、保護者、児童生徒の意向も踏まえた 適切な対応を行っていきます。また、将来的には、余裕教室の生涯学習施設とし ての利用も含めた検討を行っていきます。

⑥教職員の資質の向上

●教員が自ら積極的な自己点検・自己評価を行うとともに、研修を積み重ね、力量 を確かなものとします。

図表26 小学校の児童・学級数の推移

(各年5月1日現在)

		年度	平成1	2年度	平成1	3年度	平成1	4年度	平成1	5年度	平成1	6年度	平成1	7年度
小学	校		児童	学級										
五	位	堂	360	14	404	15	417	16	437	16	453	16	467	16
下		田	766	27	733	26	729	26	713	25	711	26	715	26
		上	297	13	298	13	331	13	377	14	413	16	454	17
志	都	美	279	14	260	13	255	12	242	11	217	9	213	9
関		屋	368	14	375	15	368	15	335	15	340	15	322	15
Ξ		和	481	19	457	15	462	16	441	15	426	15	405	15
鎌		田	262	12	265	12	257	11	272	11	270	11	288	13
真美	€ ケ∫	東	668	22	646	22	617	22	616	23	671	24	654	23
真美	€ ケ∫	近	346	14	339	13	344	13	337	13	355	13	351	14
旭	ケ	丘	455	15	565	18	720	25	834	29	1,028	32	1,102	34
É	ì	†	4,282	164	4,342	162	4,500	169	4,604	172	4,884	177	4,971	182

図表27 中学校の生徒・学級数の推移

(各年5月1日現在)

		年度	平成1	2年度	平成1	3年度	平成1	4年度	平成1	5年度	平成1	6年度	平成1	7年度
中学	校		生徒	学級										
香		芝	676	21	690	22	646	19	674	20	636	17	670	20
香	芝	西	303	12	318	12	317	12	299	11	274	9	293	11
香	芝	東	648	20	643	21	625	19	603	18	570	16	619	19
香	芝	北	334	10	344	11	388	14	413	14	432	12	456	15
		†	1,961	63	1,995	66	1,976	64	1,989	63	1,912	54	2,038	65

3) 施策3: 青少年の健全育成

■現状と課題

近年、非行・問題行動の低年齢化・粗暴化をはじめ、不登校・ひきこもり、性の逸脱 行為や残虐行為など憂慮すべき傾向が見られます。情報化・消費社会化の進行等により、 青少年の健全な育成を阻害する恐れのある有害な情報等が氾濫し、それに加えて大人社 会のモラルの低下等が青少年の意識や行動に大きな影響を及ぼしています。

このため、家庭・学校・地域社会の力を結集して、青少年の長所や個性を尊重し、青少年の健全な育成を図る必要があります。

■ 基本方針

家庭、学校、地域社会が一体となり、関係機関との連携を密にし、地域ぐるみで青少年の健全な育成をめざします。

■主な取り組み

①市民や保護者に対する広報啓発の強化

●市民集会の開催、広報紙への掲載や保護者・教員に対するチラシ、冊子の作成等により、市民や保護者に対して、青少年の模範となるような行動の実践を呼びかけます。

②環境浄化活動の強化

● 青色パトカーによる巡視や市内一斉巡視を強化するとともに、不法広告物の撤去、 店舗への立ち入り等を強化します。

③体験学習の実施

● 自然体験など青少年の健全育成のための学習機会の充実に努め、なかまとのふれ あいによる協調性や社会性を身につけさせ、子どもの自立を支援します。

基本目標

伝統を生かす快適で 活力のあるまち

(快適空間都市)

◆「伝統を生かす快適で 活力のあるまち」がめざす姿

本市の歴史と文化を背景にした、"住み""働き""憩う"三拍子そろった、快適で活力あるまち。

基本施策 1 : 都市の快適性と利便性の向上 72 施策 1 : 便利で安全な道路体系の構築 72 施策 2 : 新市街地の形成 74 施策 3 : 「駅」を中心とした拠点機能の充実 75 施策 4 : 情報基盤の構築 77	
基本施策 2 :都市の再構築	
基本施策 3 : 都市の活力を創造する産業の振興	



「伝統を生かす快適で活力のあるまち」の基本施策の概要

基本施策	基本施策の目標	基本施策の 成 果 目 標	H16年度市民意 識調査満足度
都市の快適性と利便性の向上	本市の恵まれた交通条件を生かすため、道路など公共施設の整備充実とともに、都市的魅力を高める駅前整備などをさらに推進します。	快適な都市環 境が整ってい ると感じてい る市民を増や す。	38.5%
都市の再構築	計画的に開発された大規模な市街地に比べ、道路、公園などの基盤施設が不十分な既成市街地では、防災性向上や快適な環境の整備と同時に、人にやさしいまちづくりの観点からも基盤整備を含めた再構築を図ります。	都市空間とし ての魅力があ ると感じてい る市民を増や す。	25.4%
都市の活力を創 造する産業の振 興	住宅都市として発展してきた本市ではありますが、恵まれた交通条件や自然環境を活用した活力ある産業の振興を図り、バランスのとれた都市の形成をめざします。	産業が活性化 していると感 じている市民 を増やす。	20.6%

(1) 基本施策1:都市の快適性と利便性の向上

1) 施策1:便利で安全な道路体系の構築

■現状と課題

道路は、円滑な交通を確保し安全で快適な機能を支える社会インフラの役割を果たすものです。香芝市は、西名阪自動車道や2本の国道が東西・南北を走るなど、極めて交通の利便性が高いまちです。しかしながら、平成16年度市民意識調査によると、道路整備の満足度については、主要幹線道路(満足度47施策中42位)、生活道路の整備(満足度47施策中46位)ともに低い結果となっています。

香芝市では、急速な宅地開発による人口の増加とマイカー利用の増加に道路整備が追いついていない状況にありますが、中和幹線、磯壁北今市線の整備も順調に進んでおり、今後、市民生活の利便性の向上が期待できます。さらに、道路の拡幅・歩道・生活道路等の整備、国道165号・国道168号・駅周辺等の交通渋滞の解消が望まれています。

■ 基本方針

市の東西および南北の中枢軸を形成する幹線道路の整備を促進し、都市計画道路のネットワーク整備と市民の日常生活の利便性向上のための生活道路の整備を進めます。

■ **関連計画** 都市計画マスタープラン 街路整備プログラム

■主な取り組み

①主要幹線道路の整備

- ◆本市の東西南北の主要幹線となる中和幹線、磯壁北今市線、奈良西幹線について、 早期の供用が図れるよう整備を促進します。
- ●これら主要幹線は、市のシンボルロードとして、適切な土地利用の誘導を図ると ともに、歩行者、車椅子、自転車にやさしい歩道環境の整備や街路樹等の緑のスペースの確保などにより、沿道の街並み景観に配慮した環境整備を行います。

②主要幹線道路以外の都市計画道路の整備

- 五ヶ所五位堂線について、五位堂駅前北第二地区の土地区画整理事業の中枢をな す施設として整備を推進します。
- ●市の南北を縦断する畑分川線、また尼寺関屋線については、平野今泉地区の総合 的な地域整備計画の中で整備を進めます。



③生活道路の整備

●市の主要幹線道路に接続する市道の整備を推進するとともに既成市街地の生活道路の新設・拡幅を図り、市民の日常生活の利便性・安全性を高めます。

図表28 都市計画道路進捗状況

(平成18年3月31日)

=1 = 77 =	施行済		施行中		未施行	
計画延長 (m)	延長 (m)	率 (%)	延長 (m)	率 (%)	延長 (m)	率 (%)
57,155	22,936	40%	5,615	10%	28,604	50%



2) 施策2:新市街地の形成

■現状と課題

香芝市は、恵まれた交通条件を生かすと同時に、土地区画整理事業により計画的な新市街地の整備を行うことによって、良好な住宅地の整備を図り、人口が大幅に流入し、発展を続けてきました。

香芝市は、大阪都市圏の郊外住宅都市としてのその位置づけから、新市街地は、引き続き、香芝市の人口増加の原動力として大きな意味を持つものと思われますが、少子高齢化による人口減少時代の到来なども踏まえ、新たな視点に立ったまちづくりを進めていくことが必要となってきています。

■ 基本方針

新市街地においては、土地区画整理事業により整備された公共施設などの蓄積を活用 して、よりよいまちづくりを図っていきます。

また、今後の新たな宅地の供給については、丘陵等を大規模に開発していく手法から 市街化区域内の宅地化農地や未利用地を集約する方向へと転換を図っていきます。

■ 関連計画 都市計画マスタープラン

■主な取り組み

①新規の土地区画整理事業の推進

山台

高

組合

●志都美駅西土地区画整理事業を推進し、駅前にふさわしい市街地の整備を図ります。

②土地区画整理事業区域におけるまちづくりの促進

●五位堂駅前北第二地区における土地区画整理事業を促進し、良好な住宅地の形成 を図るとともに市民生活の利便性の向上をめざします。また、葛下川改修事業と 整合を図り水害のない安全な市街地の形成を図ります。

	四式10 工名四百五年并未996所									
地区名			施行地区	計	画	平成17年	度末状況			
		施行者	面積(ha)	計画戸数	計画人口	世帯数	人口			
五位堂	駅前北第·	一地区	市	15.1	383	1,417	425	955		
五位堂	駅前北第.	二地区	市	17.6	550	1,800	15	40		
真	美ヶ	丘	都市基盤 整備公団	103.0	3,100	12,300	2,176	6,726		
西	真	美	組合	42.3	1,100	4,300	1,203	3,694		
白	鳳	台	組合	23.4	587	2,348	592	1,738		
旭	ケ	丘	組合	78.7	2,100	7,900	1,770	5,993		
					·					

図表29 土地区画整理事業の現状

1,200

4,800

43.5

598

1,872

3) 施策3: 「駅」を中心とした拠点機能の充実

■現状と課題

香芝市には、近鉄大阪線、同南大阪線、JR和歌山線が通り、8つの駅がバランスよく配置されており、それぞれ、香芝市の顔として、また、交通や都市活動の拠点として 位置づけられています。

しかし、近鉄大阪線の各駅ではそれぞれの駅前広場の整備が進んでいるものの、JR線、近鉄南大阪線では、未整備となっており、十分な都市機能の集積や景観形成が進んでいるとは言えません。

香芝市の特色である「駅」機能の充実を図るため、さらなる利便性の向上、安全性の 確保及び駅を活かした土地利用を促進していくことが必要です。

■ 基本方針

鉄道駅を地域拠点の核施設として、また、香芝市の顔・玄関口として、それにふさわしい利便性の向上、バリアフリー化等を進めます。また、駅周辺地区については、業務商業施設の集積による都市的にぎわいの醸成とそれぞれの地域特性に合った整備を図ります。

■ 関連計画 都市計画マスタープラン、中心市街地商業等活性化基本計画

■主な取り組み

①近鉄下田駅、JR香芝駅を拠点とした周辺地区整備の推進

- 近鉄下田駅については、まちづくり交付金事業により北側広場の整備を推進します。
- JR香芝駅については、橋上駅化等も含めて駅の両側からのアクセス性の向上に ついて鉄道事業者と協力しながら検討を進めます。
- 近鉄下田駅と J R 香芝駅の間の地区については、両駅間のつながりを強化すると ともに、鹿島神社を中心とする歴史的環境や緑を生かし、地域の魅力を高めます。

②近鉄五位堂駅を拠点とした周辺地区整備の推進

- 近鉄五位堂駅については、本市において最も乗降客数の多い駅という現状を踏ま えて、交通バリアフリー基本構想の策定について検討します。
- ●駅周辺については、本市の玄関口にふさわしい魅力あふれる業務商業施設の立地 を促進します。

③JR志都美駅を拠点とした周辺地区整備の推進

●駅西側広場の整備ならびに周辺の土地利用を促進するとともに、橋上駅化等、駅

の両側からのアクセスが可能となるよう整備を進めます。

●土地利用の促進と交通環境の改善を目的とした沿道区画整理型街路事業により、 国道からのアクセス道路と西側駅前広場の整備を行います。

④近鉄関屋駅を拠点とした周辺地区整備の推進

・ 文教・住宅地区としての良好な環境にふさわしい駅周辺における日常利便施設の 立地促進を図ります。

⑤近鉄二上駅を拠点とした周辺地区整備の推進

●旭ヶ丘、高山台の両ニュータウンの最寄駅にふさわしい日常利便施設の立地促進 を図ります。

⑥近鉄二上山駅を拠点とした周辺地区整備の推進

●二上山への登山ルートおよび屯鶴峯のハイキングコースの拠点駅としての整備を 検討します。

⑦JR五位堂駅を拠点とした周辺地区整備の推進

●平成16年3月の新駅の開設を地域活性化に結びつけるため、駅前にふさわしい土 地利用を検討します。

図表30 一日あたり市内鉄道駅乗降客数

(平成17年)

近鉄大阪線			近鉄 南大阪線		JR和歌山絲	泉	
五位堂駅	下田駅	二上駅	関屋駅	二上山駅	香芝駅	志都美駅	五位堂駅
24,755 4,474 6,712 6,220				1,400	3,522	3,556	1,300

4) 施策4:情報基盤の構築

■現状と課題

インターネット、携帯電話の普及などにより、本格的な情報社会が到来し、人々のライフスタイルにも大きな変化が生じています。情報技術を活用することにより、様々な分野で市民生活の質の向上を図っていくことが可能となっています。そこで、いわゆる「情報格差」などの問題に対応しつつ、市民が情報化社会の恩恵を享受できる取り組みが求められています。

■ 基本方針

行政機関相互の連携などにより、総合的な情報化施策の展開を図るとともにすべての 市民が広く情報化の恩恵を享受できることをめざします。

■主な取り組み

① I T社会を支える人的つながりの促進

- すべての市民が I T技術を有効に活用することができるよう人的基盤の構築を図ります。
- ●学校教育、生涯学習の場において、IT技術を活用することのできる人材育成の 推進を図ります。

②電子自治体の推進

●ホームページでの情報発信の充実とともに、市民が自宅にいながら申請・届出、 施設予約、講座申し込みなど各種行政サービスを受けることのできるサービスの 拡充に努めます。

図表31 香芝市ホームページ月平均アクセス数の推移

年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
月平均アクセス数	1,153	3,222	8,283	16,000	17,217	16,733

(2) 基本施策2:都市の再構築

1) 施策1: 既成市街地の快適性・安全性の向上

■現状と課題

香芝市では、土地区画整理事業により計画的に開発されたニュータウンと、昔ながらの風情とたたずまいを残す旧集落を中心とした既成市街地が共鳴して、まちの魅力をかもし出しています。

しかしながら、既成市街地においては、伝統文化の香りが残る一方で、ニュータウンに比べると、公園、生活道路、下水道整備などの身近な生活基盤に遅れが目立っています。

また、住宅地開発は、以前と比べて緩やかになってきていますが、依然、進行中であり、既成市街地の整備に対応して、住居表示など「わかりやすい」まちづくりを進めていく必要もあります。

■ 基本方針

既成市街地において、安全で暮らしやすくかつ魅力的なまちづくりを推進するため、 住民の間にまちの将来ビジョンの共有を図りながら、防災性向上や快適な環境の整備と 同時に生活基盤整備を含めた再構築をめざします。

■ 関連計画 都市計画マスタープラン

■主な取り組み

①住民合意による計画的なまちづくりの推進

- ●住宅、空き地、農地等土地利用が錯綜し、道路・公園等の公共施設が不十分な既 成市街地において、合理的な土地利用を推進します。
- ●住民と行政が地域の将来ビジョンについて共通の情報をもとに協議し、地域の具体的なイメージを共有し、住民の合意を得たうえで、計画的な整備を進めます。

②公共施設の整備の推進

- ●既成市街地内の宅地化農地や買取り請求のあった生産緑地を必要に応じて取得し、都市公園としての整備を図ります。
- ●既成市街地内の市道の拡幅整備を図り、歩行者や自転車の安全な通行を確保します。
- ●下水道については、市の財政状況を踏まえながら計画的な整備を進めていきます。



③住居の表示の整備

●歴史的な地名の由来や地区住民の愛着等住民の意思を尊重しつつ、わかりやすく 合理的な表示への変更を推進します。





2) 施策2:人にやさしいまちづくりの推進

■現状と課題

本格的な超高齢社会を迎え、歩行が困難な高齢者や障害者が、快適かつ安全に移動できるまちづくりの必要性がますます高まっています。

香芝市では、既成市街地において道路幅員が十分に確保されていない箇所も多く、歩道が確保できないケースや、歩道はあっても道路横断箇所に段差があったり、電柱などの占用物や自転車が放置されているなどによって、車椅子での通行や足腰の弱い歩行者にとって危険かつストレスの多い箇所も多く見られます。平成16年度の市民意識調査においても「バリアフリーのまちづくり」に対する満足度は、47施策中、最下位という結果となっています。

これからの社会においては、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが自らの意思で活動し、それぞれの能力を活かして、いきいきと社会参加することのできる環境づくりが求められています。

■ 基本方針

道路・公園等の公共施設や一般市民が頻繁に利用する建物について、さまざまなハンディキャップに応じた対応策を示した指針、ならびに地区を特定した具体的整備計画を 策定し、段差解消などバリアフリー化を推進します。

■ 関連計画 都市計画マスタープラン

■ 主な取り組み

①人にやさしい道づくり

●子どもや高齢者、障害者が歩きやすく、ベビーカーや車椅子、自転車等が通行し やすい道路環境を形成するため、歩道幅員の確保、歩道の段差や傾斜の解消、誘 導ブロックの整備など、人にやさしい道づくりを促進します。

②人にやさしい公共施設の整備

- ●駅舎については、鉄道事業者と協力して、スロープ、身障者用トイレ、点字タイルの取り付けなど各駅におけるバリアフリー化を推進します。
- ◆その他の公共施設についても、市民誰もが気軽に利用できるよう、バリアフリー 化を推進します。

3) 施策3:個性的で魅力ある都市の形成

■現状と課題

地方分権型社会においては、それぞれの地方自治体が、それぞれの地域特性を生かして、個性的で魅力ある都市を形成していくことが求められています。平成16年12月に良好な景観の形成のための「景観法」が施行され、都市の成熟を促す中心市街地活性化のための取り組みも進められています。

香芝市の中心市街地の状況を見てみますと、近鉄五位堂駅周辺では、業務商業施設の 集積が進んでいるものの魅力的な商業地の形成には至っておらず、近鉄下田駅及びJR 香芝駅周辺では、建築物の老朽化への対応や道路の整備等が課題となっています。

また、香芝市では、自然環境や歴史遺産などにより、地域性豊かな景観が形成されていますが、都市化が一層進む中、これらの景観の保全に努めるとともに、地域の自然、歴史とも調和した新たな都市景観を創出していくことによって、都市としてのさらなる魅力の向上に努めていく必要があります。

■ 基本方針

中心市街地では、様々な機能の集積によるにぎわいと都市的魅力を創出するとともに、 市全体として、香芝市らしい都市景観の形成を図り、香芝市の都市としてのさらなる魅力の向上を図ります。

■ **関連計画** 都市計画マスタープラン、緑の基本計画、中心市街地商業等活性化基本 計画

■ 主な取り組み

①景観形成計画の策定検討

●香芝市らしい景観形成の基本となる計画づくりを検討するとともに、自然環境や 固有の歴史遺産の保全・活用、積極的な都市緑化等による環境負荷の軽減、河川 の水質保全や生活環境の改善、ため池などを活用したうるおいのある水辺空間の 確保など、水と緑豊かな都市環境を市民とともに守り育て、自然と共生するまち づくりを推進します。

②中心市街地の育成

●近鉄下田駅・JR香芝駅および近鉄五位堂駅・JR五位堂駅を含む既成市街地を中心にした本市の中心市街地において、基盤整備ならびに商業機能の振興を連携・併行して実施することにより、本市の中核的役割を担う市街地の育成を図ります。

(3) 基本施策 3: 都市の活力を創造する産業の振興

1)施策1:商工業の活性化

■現状と課題

香芝市の商業は、人口の増加に伴って商店数、従業員数とも増加し、主要幹線道路沿いにロードサイド型の商業、サービス業等の新しい大規模店舗の進出が見られます。その一方で、従来からある地元商店の中には、廃業されるケースも見受けられます。

工業は、靴下、金剛砂を中心とした関連工業が発達していましたが、事業所数、従業者数、製造品出荷額の減少傾向が続くなど、社会経済環境の変化の中で活力を弱めており、これに代わるべき地場産業的な工業や立地条件を生かした新産業も発達していない状況です。

市民意識調査でも、豊かな自然環境でゆったりと暮らせることが核となりつつも、駅前等における商業施設の誘致や大手企業、ベンチャー企業等の誘致を望む声もあります。 このような市民の期待に応えるとともに市内の雇用の場の確保を推進していくために も、商工業の充実と振興が欠かせません。

■ 基本方針

各種商工支援策により、市内商工業の充実と雇用の確保をめざします。また、駅前や 主要幹線道路の沿道に個性的魅力的な業務商業機能の集積を図ることにより、市民の利 便性を高めるとともにまちの活性化をめざします。

■ 主な取り組み

①中小企業への支援

- ●市内中小企業者の経営基盤の強化、合理化を図るため、融資制度の充実などによる支援を行います。
- ●香芝市にふさわしい地場産業を育成するための取り組みについての研究を進めます。

②新規創業者への支援

●市内商工業の活性化及び就労の確保を図るため、市内での新規創業をめざす起業 家に対して支援を行います。

③商工振興団体への支援

●香芝市商工会との連携により、商工会事業の推進と円滑化、並びに市内中小企業 の育成を図ります。



④企業立地の推進

●まちの活性化、法人税の増収、また、団塊の世代の大量退職を控えて、職住近接によるまちづくりのため、市内での企業の立地を促進します。その際には、香芝市の緑豊かな自然にふさわしく、また、市民の快適な生活環境を維持するという観点も重視した中での検討を進めます。

⑤駅前や主要幹線道路沿道への業務商業施設の立地促進

●駅前や主要幹線道路の沿道については、業務商業施設の立地促進を図り、都市的 にぎわいの醸成をめざします。

図表32 商業の推移

区分	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年
商 店 数	425	430	437	433
従業者数 (人)	2,782	3,057	3,658	3,361
年間商品販売額 (万円)	5,568,404	5,737,666	5,975,564	6,132,418

図表33 工業の推移

年 区分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
事業所数	193	188	170	153	159	150
従業者数 (人)	3,030	3,005	2,744	2,536	2,593	2,562
製造品出荷額 (万円)	4,836,916	5,281,912	4,521,317	4,159,252	4,167,882	4,242,901

2) 施策2:農林業の新たな展開

■現状と課題

香芝市における農業経営は兼業農家がほとんどですが、高齢化も進んでおり、後継者 不足が深刻になっています。

しかし、良質な食料を安価で安定的に供給する役割を果たすことや環境の保全など、 暮らしと命の安全の礎としての農業に対する期待は高まってきており、地域や集落ぐる みで水田を維持し、有効に活用する仕組みを確立しなければなりません。

また、林業については、今後、森林の持つ水質保全等の公益的役割を踏まえたうえで、 造林等の整備を図る必要があります。

■ 基本方針

市民が都市の中で「農」に触れる機会の創出とともに、地産地消および香芝市の地理的条件を生かした地場産品・特産品の開発を進め、都市近郊型農業の確立を図ります。

■主な取り組み

①意欲ある担い手と地域農業の支援

●低下しつつある農業の生産基盤を維持発展させていくために、新規就農者・後継者の確保、集落営農の組織化などに努めます。

②地産地消の推進と地場産品の開発

●農家との連携により特産品の開発を進め、地場産品の生産の向上を図るとともに 市民への啓発を進め、地元での消費を推進します。

③市民農園の充実

- ●市内各地区ごとの市民農園開設を図り、市民が身近に農と親しめる環境を整えます。
- ●研修農園、ボランティア農園を活用し、農業に対する理解者を増やし、農業ボランティアを育成します。

図表34 農業産出額と生産農業所得の推移

単位:千万円

生産額等		生産農業所得		
年	合 計	農作物	畜 産	土性辰未別侍
平成14年	50	38	12	20
平成15年	50	38	12	22
平成16年	47	35	12	15

3) 施策3:観光の振興

■現状と課題

香芝市の観光資源と言えば、奈良県指定の天然記念物になっている屯鶴峯が有名です。 緑の森の中に、白い凝灰岩の岩肌がまるで鶴が屯(たむろ)するように見えるところか らその名がついたと言われており、金剛生駒紀泉国定公園内最大の奇勝で、特異な景観 を見せています。

その他にも、水と緑の自然、太子道、尼寺廃寺などの歴史的な由緒を持つ文化財も市内に点在していますが、いずれも観光資源として十分な活用がなされているとは言えない状況にあります。

今後は、これらについて、観光資源としての活用を図るとともに、それを通して、香 芝市の歴史や自然に対する市民の関心や取り組みが高まることが期待されます。

■ 基本方針

市内の観光資源の発掘や交通の利便性を生かした市独自の観光ルート開発についての検討を進めるとともに、葛城広域行政圏が一体となって、積極的に観光情報を発信し、観光客を誘致することにより、地域の活性化と観光の振興を図ります。

■ 主な取り組み

①屯鶴峯の活用

- ◆特色ある景観の保全を図るとともに、県営施設の誘致および散策道等の整備を図ります。
- ●「道の駅」の整備を推進し、本市の自然・歴史・文化・産業などの情報を提供する本市のビジターセンターとしての役割を担うための整備を進めるとともに、県道香芝太子線の道路整備を推進し屯鶴峯へのアクセスの利便性を高めます。

②観光資源の発掘

●市内の自然や景観、地域の祭礼、歴史、文化など観光資源の発掘をするとともに、 交通の利便性を生かし、各駅から市内の観光地を巡るコースづくりに取り組みます。

③観光情報の発信

- 葛城広域行政圏が一体となって、ソフト事業や祭礼、伝統文化の保存などの展開 を継続発展させます。
- ●インターネット上の本市ホームページを利用して、葛城広域行政圏各都市の観光 情報をリンクして総合的な情報発信を行っていきます。

④歴史自然やイベントによる観光資源の活用

- 尼寺廃寺をはじめとする歴史遺産、緑豊かな自然やため池などを観光資源として 活用していくことを検討します。
- 「香芝ふれあいフェスタ」、観光資源を活用したウォークイベントなどにより、 香芝市への関心を高め、観光の振興と地域の活性化を図ります。









基本目標

であいと参加を広め新しい文化を創造するまち

(住民協働都市)

◆「であいと参加を広め新しい文化を 創造するまち」がめざす姿

市民個々人がさまざまな方法で市政に関与し、新しい文化を創造していく土壌のあるまち。

基本施策 1 : 地域文化の創造 90
施策 1 :歴史文化の保存と継承 90
施策 2 :新しい文化の創造 91
基本施策 2 : 明るい開かれた社会の実現 93
施策 1 : 人権政策の推進 93
施策 2 :男女共同参画社会の実現94
基本施策3:地方新時代に備える施策の推進 96
施策1:協働の「仕組み」の構築 96
施策 2 :便利で安心な市民サービスの提供 98
施策3:地方分権の進展に対応した行財政改革の推進 99



「であいと参加を広め新しい文化を創造するまち」の基本施策の概要

基本施策	基本施策の目標	基本施策の 成 果 目 標	H16年度市民意 識調査満足度
地域文化の創造	歴史と伝統文化を顕彰し、地域への 愛着が生まれるような環境を整備す るとともに、創造性を発揮できる新 しい文化の面でも市民の活動を援助 します。	香芝市独自の 地域文化が確 立されている と感じている 市民を増やす	41.8%
明るい開かれた社会の実現	人権意識の高揚を通じて明るい開かれた社会の実現をめざします。また、 男性と女性の協働による、より暮ら しやすい社会の実現をめざし、行政 として可能な基盤整備や情報提供サ ービスなどの施策を展開します。	人権擁護や男 女共同参画が 進んでいると 感じている市 民を増やす。	37.9%
地方新時代に備える施策の推進	市民と行政の協働によるまちづくりを行うにあたり、その基盤となる情報の共有を図るため、透明で開かれた市政を推進します。また、地方分権の進展に対応して、柔軟で効率的な市政を実現し、地方分権の成果を市民に提供します。	地方分権時代 に対応した施 策が進められ ていると感じ ている市民を 増やす。	34.8%

(1) 基本施策1:地域文化の創造

1) 施策1: 歴史文化の保存と継承

■現状と課題

香芝市は、二上山のサヌカイト、凝灰岩、金剛砂といった鉱物資源の開発や、大和と難波の間を往来する街道の発達により、古代から文化の発展を見てきた地です。その痕跡は市内に点在する古墳、社寺、伝承地に見ることができ、歴史街道計画でも「石器のふるさと」として位置づけられています。二上山博物館は、平成4年開館以来「二上山と三つの石」を常設展のテーマに、わが国初めての"旧石器文化"をメインテーマにした博物館として活動しています。

都市としての発展を続けている香芝市ですが、古来より伝わる伝統文化や歴史遺産を 後世に守り伝えていく必要があります。

■ 基本方針

地域の歴史·文化を肌で学べる格好の材料である文化財について、学術的な調査を進め、保存と整備を図り、その成果を広く発信し、香芝市の伝統文化の継承発展を図ります。

■ 主な取り組み

①地域の歴史遺産の保全と整備

- ●飛鳥から法隆寺を経て御廟所のある大阪府太子町叡福寺に到る聖徳太子ゆかりの 太子道(たいしみち)を関係団体と連携しながら歴史街道として整備します。
- ■国史跡指定の尼寺廃寺については、「尼寺廃寺史跡公園」として整備を図ります。
- ●市内に点在する古墳等についても関係機関との連携を図りながら、発掘調査を進め、その歴史·文化的価値を顕彰します。

②地域の歴史文化の継承と展開

- ●二上山博物館を中心に市内の史跡を関連づけながらわかりやすく情報発信を行っていきます。
- ●学校教育や生涯学習の場において、地域に伝わる祭礼・伝統行事、民話・説話・伝 承、郷土史等を広く市民に知ってもらい、地域伝統文化の保全と継承発展を図り ます。
- 「香芝市」としての現在までの歴史の歩みをまとめた市史の編さんに向けての取り組みを進めます。

2) 施策2:新しい文化の創造

■現状と課題

平成4年にオープンしたふたかみ文化センターは、市民の身近な文化活動の拠点、地域文化の創造を行うコミュニティ施設としての機能とともに「市民図書館」「二上山博物館」を併設しています。

本格的な地方分権の時代を迎えたいま、その地方分権の核となる市民が主体となった 地域文化の創造が求められています。地域文化の創造は、市民のふるさと意識にもつな がることが期待されます。

このような時代環境を背景に、ふたかみ文化センターの管理運営にあたっては、複合施設としての魅力を生かしつつ、地域密着型・市民参加型の事業展開が求められています。また、中央公民館、モナミホールをはじめとする各施設とのネットワーク化による有効利用の促進も課題となっています。

■ 基本方針

市内の文化施設が市民の交流拠点、文化の発信基地となるよう、ふたかみ文化センターや中央公民館などを拠点にした市民グループ相互の人的交流を図るとともに、文化活動、文化鑑賞の場として利用できるよう、市内各施設の有効利用を高め、市民の自主的な文化芸術活動を促進します。

■主な取り組み

①市民の文化創造活動の支援

- ●ふたかみ文化センターを拠点に誕生した市民参加型の活動が継承され、今後さら に展開するよう支援を行います。
- ●ふたかみ文化センター、中央公民館、総合福祉センターのホールについてネットワーク化を図り、利用効率を高めます。

②文化芸術活動の実施

●モナミホールの有効利用を促進し、市民の文化創造活動の参考になる質の高い公 演:展示を企画実施します。

③広域的交流の推進

- ●外国人留学生のホームステイやホームビジットを受け入れるネットワークを整備・支援するなど、市民レベルの国際交流活動の積極的な展開を支援します。
- ●平成3年生まれ同期市や災害時応援協定締結都市との交流の充実を図るとともに 海外都市との交流についても検討を行います。

図表35 ふたかみ文化センター利用状況の推移

単位:人

年度 施設	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
ふ た か み 文化センター	61,363	71,233	63,049	72,234	72,329	69,758	79,814





(2) 基本施策 2:明るい開かれた社会の実現

1) 施策1:人権政策の推進

■現状と課題

香芝市では、市の人権教育・啓発の指針となる「人権教育のための国連10年」香芝市 行動計画を平成13年3月に策定し、人権尊重を基本とする諸施策の推進に取り組んでい ます。

しかし、いまなお、同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等にかかわる 人権問題が存在しています。また、最近では、インターネット等を悪用した人権侵害や ドメスティック・バイオレンス、児童虐待が顕在化しています。

人と人とのつながりを重視した、共に生き、支え合う社会づくりのため、日々の暮ら しのなかに人権を根付かせ、多様な文化や価値観、個性を尊重し合い、市民ひとりひと りの人権が真に尊重される自由で平和な社会づくりが求められています。

■ 基本方針

人権が人々の思考や行動の価値基準として、日常生活に根付き、「人がいる所、どこにでもある人間同士の基本的関係」として人権が息づく社会の創造をめざします。

■ 関連計画 人権教育のための国連10年香芝市行動計画

■主な取り組み

①人権を尊重した地域社会づくり

●奈良県、関係団体などと連携・協力して、市民の人権意識の高揚を図り、人権が 尊重される地域社会の実現をめざします。また、同和問題の解決のため、教育・ 啓発の積極的な取り組みを進めます。

②豊かな人権文化を創造するための人権教育・啓発の推進

- あらゆる場を通じて、各種の講座や研修の機会の充実に努めるとともに、指導者や啓発リーダーなどの養成と資質の向上を図ります。
- ◆体験・参加型学習など新たな手法の導入を進めるとともに啓発資料の充実に努めます。

③相談窓口の充実

●関係機関との連携により、多方面にわたる人権侵害に関する相談窓口の充実を図ります。

2) 施策2:男女共同参画社会の実現

■現状と課題

少子・高齢化の急速な進展、家族形態の多様化や地域社会の変化、国際化・情報化の 進展など、女性と男性を取り巻く状況は大きく変化しています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という、役割分担意識や、それに基づく習慣やしきたりなどが今もまだ社会に存在し、制度化され、女性が社会で自らの能力を発揮する際に大きな障害になっています。また、男性の生き方も仕事中心になり、多様な生き方が制約されています。

そこで、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、市民ひとりひとりが自分らしくいきいきと豊かに生活できる社会の実現をめざして、新たな社会システムの構築を図るとともに女性も男性も意識変革を進めていく必要があります。

■ 基本方針

「香芝市男女共同参画プラン」に基づき、すべての女性と男性が互いに尊重し合い、協力し、支え合いながら、ともに責任を担い、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会実現への取り組みを進めます。

■ 関連計画 男女共同参画プラン

■主な取り組み

①男女平等教育・啓発の推進

- ●「男は仕事、女は家庭や子育て」といった固定的な性別役割分担意識を見直し、 あらゆる場や機会をとらえ、男女平等意識の変革に努めるとともに、家庭、学校、 地域、職場等において、男女が相互に理解し、生涯を通じて自己実現ができるよう、男女平等観に立った教育や学習の充実を図ります。
- ◆社会のあらゆる分野で幅広く女性の人材を発掘するとともに、政策・方針決定の 場に参画できる人材の育成に努めます。

②労働における男女平等の推進

- 女性の就労意欲を尊重し、女性が生涯を通じて、安心して働き続けることができるよう、雇用条件や労働条件の改善など環境整備に努めます。
- ●少子高齢化が進み、労働力の減少が見込まれる中で、女性の果たしている役割を 正しく認識し、評価するとともに家庭責任を男女がともに担えるような環境整備 に努めます。

③福祉の充実と健康の保持増進

- ●介護保険制度や保育サービス等、男女共同参画の視点に立って福祉サービスの充実を図るとともに、家族それぞれが自立し、職業・家庭生活、地域活動が両立できるよう互いに支え合い、ひとり親家庭や高齢者家庭なども自立し、安心して生活が送れるよう、地域で支え合う基盤整備を図ります。
- ●女性の生涯を通じた健康増進など、母性保護の充実に努めるとともに、働く女性 の心と体の健康保持を図ります。

④男女共同参画によるまちづくりの推進

- ●各種審議会などへの女性委員の登用や、市の政策、方針決定の場への女性職員の 登用を促進し、市政への男女共同参画を進めるとともに、地域活動やボランティ ア活動などへの参画を促進します。
- ●男女共同参画社会の形成は、国際社会の動きに対応して進められてきていることから、市民の間に平和や環境など国際的な視野と豊かな国際感覚を持つ人材の育成を図ります。

⑤総合的な推進体制の整備・活性化

- 「香芝市男女共同参画推進会議」をはじめとする推進体制によって、総合的な見地から取り組みを点検し、男女共同参画の視点に立った施策の一層の推進を図ります。
- ●市民との協力体制を強化し、市民の自発的な活動を支援するとともに、男女のあらゆる分野への参画を促進する多様な事業を効果的、機能的に実施できる総合的な拠点施設の整備に努めます。

図表36 審議会等への女性登用率の推移

区分	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
委	員(人)	335	435	432	391	419	648
女性	委員(人)	51	66	75	69	77	132
女性の)割合 (%)	15.2%	15.2%	17.4%	17.6%	18.4%	20.4%

(3) 基本施策3:地方新時代に備える施策の推進

1) 施策1:協働の「仕組み」の構築

■ 現状と課題

「地域のことは地域で考え地域で実行する」という地方分権の流れが急速に強まる中、 「協働のまちづくり」が一層必要になっています。

また、平成10年12月に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されるなど、福祉、環境、国際交流、まちづくりなど様々な分野での市民の自主的なボランティア活動が盛んに行われています。

市民意識調査における市民のまちづくりへの参加意向を見ると、「積極的に参加する」は4.7%、「参加してもよい」が27.6%、合計すると32.3%が参加の意向を持っており、「参加したいが多分無理だと思う」が35.5%となっています。これら参加意向を持つ人たちを実際にまちづくりに参加する機会を増やし、さらなる意欲を高めていくことが必要です。

実際に、市民がまちづくりに参加し、取り組んでいくためには、市に関する様々な情報を共有するとともに、市民・事業者と行政が情報や意見を交換し、互いに議論し、そして、その議論を実際のまちづくりに反映していく「仕組み」が不可欠です。

■ 基本方針

市に関する情報を積極的に公開するとともに地域自治会、NPOをはじめとする市民の自主的な取り組みを支援し、市民があらゆる機会に行政に協働参画できる態勢を整えます。また、行政情報の公開にあたっては、市民の個人権利利益の保護を最大限に図りつつ、行政の透明性を向上していきます。

■主な取り組み

①自治基本条例の制定

● 自治に関する基本理念、市民と行政の協働、市民参画の姿勢を広く内外に示す自 治基本条例の制定について検討を進めます。

②自治会との連携強化

●地域住民の連帯と調和をもって、地域の課題を解決しながら、地域住民相互の親 睦とより良い地域社会のコミュニティづくりを図るため、自治会活動を適切な手 法で支援しつつ、連携強化を図ります。

③NPOや市民活動団体の育成連携

●市民協働のまちづくりを実施するために、NPOや市民活動団体を育成支援する とともに連携を図ります。



●各種イベントなどを通して市民の自主的なまちづくり活動の促進を図ります。

④広報広聴の充実

- ●香芝市の政策情報、また香芝市の地域の魅力を幅広く発信するとともに、市民の 市政に関するニーズや市のサービスに対する満足度等を的確・迅速に把握してい くために、広報広聴の充実を図ります。
- インターネットなど情報化社会の進展にあわせた様々な手法の活用による広報広 聴の充実に努めます。

⑤香芝市オンリーワンの魅力づくりの推進

●市民との協働により、香芝市の特長を生かした魅力と個性あふれる事業の展開を 図ります。



2) 施策2:便利で安心な市民サービスの提供

■現状と課題

本市では、平成10年10月から、市内遠隔地から市役所、総合福祉センターなど行政文化ゾーンへの送迎を目的として、公共バスの運行を開始しました。また、関係機関との連携により、行政手続きのオンラインサービスを始めるなど、IT社会に対応したサービスの拡充に努めています。

しかし、今後、高齢化の進展が予想されるなど、市民サービスへのニーズも大きく変化していくことが予想されるため、社会経済環境の変化に対応して、さらなる改善・改良を続けていく必要があります。

■ 基本方針

市民を行政の顧客として市民サービスの原点に立ち返り、市民の視点に立ったサービスの充実に努めます。

■主な取り組み

①公共バスサービスの展開

●市内遠隔地と公共施設を結ぶ公共バスについて、料金制度、ルート、乗降場所の 見直しなどを進め、効率的効果的なサービスの展開を図ります。

②窓口サービスの充実

●総合窓口サービスの実施や自動交付機の導入など、サービスの充実を進めます。また、市民に対して、常に思いやりと心のこもった対応に努めます。

③電子自治体の推進

●ホームページでの情報発信の充実とともに、市民が自宅にいながら申請・届出、 施設予約、講座申し込みなど各種行政サービスを受けることのできるサービスの 拡充に努めます。

図表37 公共バス利用者数の推移

単位:人

区分	市役所・福祉セ	ンターの降者数	乗降者数(降	経者数を2倍)	
年度	降者総数	月平均	利用者数	月平均	
平成10年度	23,664	3,944	47,328	7,888	
平成11年度	58,028	4,836	116,056	9,671	
平成12年度	65,001	5,417	130,002	10,834	
平成13年度	68,189	5,682	136,378	11,365	
平成14年度	73,564	6,130	147,128	12,261	
平成15年度	80,432	6,703	160,864	13,405	
平成16年度	87,776	7,315	175,552	14,629	
平成17年度	91,907	7,659	183,814	15,318	



3) 施策3:地方分権の進展に対応した行財政改革の推進

■現状と課題

地方分権時代が本格的に推進され、地方自治体には、「自己決定・自己責任」による 行政運営が求められています。さらに、国・地方を問わない厳しい財政状況、少子高齢 化の進展による人口減少時代の到来など、地方自治を取り巻く環境は、大変、目まぐる しく、かつて経験したことのない状況にあります。香芝市においても厳しい財政状況に 直面していますが、その中でも人口増加に伴って複雑多様化する市民ニーズに対応して いかなければなりません。

市民サービスを効率的・効果的・安定的に実施していくために、行財政改革を強力に 推進していくことが必要不可欠となっています。

■ 基本方針

後期基本計画に基づく施策を着実に推進していくための土台として行財政基盤の強化 を図るため、行政改革大綱に基づき強力な行政改革の推進を図ります。

■ 関連計画 行政改革大綱

■ 主な取り組み

①行政改革の推進

- ●地方分権を進展させるため、地方自治体が市民の意見を吸収しながら定める「総合計画」の位置づけを名実ともに高め、総合計画に基づく予算配分、組織機構の見直しなど、総合計画を進行する態勢の確立を図ります。
- ●計画・実施・評価のPDSサイクルにより、総合計画の進捗状況を的確に把握し、 適官、実施の見直しを図るための評価制度の確立を図ります。
- ●行政が関与するべき範囲を見直し、コストとサービス面を比較検討しつつ、事務 事業体系の再構築を図ります。

②持続可能な財政運営の確立

●歳入に応じた適切な歳出構造へとの転換を図るべく、プライマリーバランスの確保など具体的な目標を定め、歳入、歳出全般の見直しを進め、安定的で持続可能な財政運営の確立に努めます。

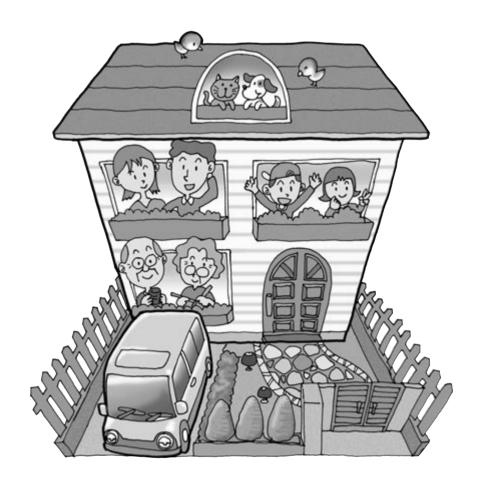
③広域行政の推進

● 葛城広域行政圏全体での連携・協力を強化します。特に、夜間休日診療体制の整備、環境行政、情報発信、観光誘致、産業支援、広域利用施設の整備などに重点的に取り組みます。

- ●国・県・近隣自治体との連携により、広域的交通網の整備を図ります。
- ●市町村合併については、引き続き、調査検討を進めます。
- ●市民の利便性を高めるため、国、県施設の誘致を図るよう努めます。

④市職員の自己変革

●効果的・効率的な研修の実施等、市職員の意識改革を促進し、資質向上や士気の 高揚に取り組むとともに、職員の能力開発を効果的に推進し、地方分権を担う人 材の育成を図ります。





図表38 財政状況の推移

(金額単位:千円、普通会計ベース)

_							
区	年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
決 算 額	歳入総額	22,688,813	22,312,222	21,674,543	21,762,314	21,593,101	21,929,395
	歳 出 総 額	22,115,385	21,502,528	21,099,426	21,355,656	21,378,153	21,592,891
	歳入歳出差し引き額	573,428	809,694	575,117	406,658	214,948	336,504
	翌年度繰越財源	331,933	277,344	523,162	235,952	211,421	160,813
	実 質 収 支	241,495	532,350	51,955	170,706	3,527	175,691
	単年度収支	△ 64,865	290,855	△ 480,395	118,751	△ 167,179	172,164
	積 立 金	2,570	2,820	28,000	500	200	12,539
	繰上償還金	96,831	118,470	33,274			
	積立金取崩額	100,000	220,000	284,280	261,000	292,000	
	実質単年度収支	△ 65,464	192,145	△ 703,401	△ 141,749	△ 458,979	184,703
	地方債現在高	34,813,469	36,226,081	37,378,772	38,436,279	38,943,402	39,183,466
	債務負担行為額	4,598,844	4,270,018	3,945,909	3,626,519	3,905,121	3,593,182
財政関係指数	基準財政需要額	10,229,903	10,490,843	10,535,218	10,363,377	9,846,940	10,023,135
	基準財政収入額	6,769,876	7,000,014	7,284,766	7,048,746	6,870,433	6,898,221
	標準財政規模	12,449,949	12,771,890	12,898,702	12,648,473	12,071,704	12,257,985
	財政力指数(単年度)	0.662	0.667	0.691	0.680	0.698	0.688
	財政力指数(3年平均)	0.683	0.675	0.673	0.679	0.690	0.689
	実 質 収 支 比 率	1.9	4.2	0.4	1.3	0.0	1.4
係 指	経常収支比率	78.9	79.7	80.8	83.3	87.2	88.3
数	経常収支比率(参考値)	78.2	79.0	83.4	88.1	97.7	96.0
	公 債 費 比 率	19.7	19.2	19.5	21.4	23.2	24.0
	起債制限比率(単年度)	14.1	13.6	13.5	15.5	17.5	18.1
	起債制限比率(3年平均)	14.1	13.9	13.7	14.2	15.5	17.1
	公債費負担比率	24.4	23.6	21.3	22.9	23.8	25.5
基金の状況	財政調整基金	586,662	539,482	553,202	292,702	902	13,441
	減 債 基 金	195,220	145,940	96,440	66,540	36,640	56,660
	その他特目基金	2,006,202	1,376,821	1,149,121	1,131,131	900,395	314,659
	小 計	2,788,084	2,062,243	1,798,763	1,490,373	937,937	384,760
	土地開発基金		100,000	100,100	100,140		
	その他運用基金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	合 計	2,789,584	2,163,743	1,900,363	1,592,013	939,437	386,260

香芝市民憲章

香芝市は、悠久のシンボルである二上山の 恵みを受けた豊かな生活と歴史をもち、明る です。 わたしたち香芝市民は、生きる喜びとやす です。

●市の花 〔すみれ〕

伝統を生かし、

元気な「ひと」を育て、

新しい文化の香るまちをつくります。

希望あふれるまちをつくります。

いのちを大切にし、

共に生きるまちをつくります。

住みよいまちをつくります。

であいを大切にし、

美しいまちをつくります。

自然を大切にし

誠実という花言葉をもつすみれは、日本古来より野山 に咲く身近な花として愛されてきました。

「春の野に すみれ摘みにと 来しわれそ

野をなつかしみ 一夜宿にける」 山部赤人 古歌にも、その可憐な精一杯生きようとする姿が歌わ れており、香芝市の花として親しまれています。

(昭和60年制定)





●市の木 〔樫〕

香芝の野山に多く自生し、昔から人々の生活になじみ 深い木です。

庭木や生け垣として利用され堅く丈夫で大木になり、 その健康的な成長ぶりは飛躍発展を続ける香芝市を象徴 しています。

(昭和60年制定)

総合計画後期 基本計画策定体制 および策定経緯

○後期基本計画策定体制図	104
○香芝市都市経営市民会議設置要綱] 105
○都市経営市民会議委員名簿	107
○都市経営市民会議審議経過	108
○ 郑市経党市民会議埠 (地)	100

後期基本計画策定体制図

庁内体制

●政策会議・部長会議●

市長、助役、収入役、 教育長、各部長

- ●後期基本計画の基本 事項の決定
- ●後期基本計画の重点事項の決定





【委員】

20名程度

●香芝市都市経営市民会議●

【市選考及び公募】

市議会、 学識経験者、 団体、公募

- ●後期基本計画に対する意見、助言
- ●その他市長が特に必要 と認める事項

指示



●後期基本計画策定幹事会●

【委員長】

企画調整部長

【委員】

各部代表課長級職員

- 基本事項、重要事項の調査検討
- ●後期基本計画素案の 決定
- ●後期基本計画の推進

意見

公募

民●

●市

- ●市民意識調査
- 市広報紙、インターネットによる情報提供

公表

事務局

企画調整部企画政策課

香芝市都市経営市民会議設置要綱

(設置)

第1条 「市民主体、市民協働の都市経営」の確立に向け、本市における課題の発見及 び構想立案の段階から市民の意見を反映させるため、香芝市都市経営市民会議(以下 「市民会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 市民会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、市民の立場から主体的に討議し、その結果を市長に提言する。
 - (1) 香芝市総合計画に関すること
 - (2) 香芝市行政改革に関すること
 - (3) その他本市のまちづくりにおける政策等の方向性及び方針

(委員)

- 第3条 市民会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市議会議員
 - (2) 各種団体を代表する者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 公募による者
- 3 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の翌年度の3月末日までとし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 市民会議に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、市民会議を代表し、会議を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 市民会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 市民会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 4 市民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 最初に招集される市民会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招 集する。

都市経営市民会議委員名簿

役 職	団 体 名	氏	名
委員長	商工会会長	岸	為 治
副委員長	自治連合会会長	奥村	善弘
委員	市議会総務文教委員会委員長	竹下	正志
委員	市議会都市計画特別委員会委員長	河杉	博之
委員	農業委員会会長	吉村	増 雄
委員	都市計画審議会会長	中 西	久 男
委員	教育委員会委員長	船木	克 容
委員	公平委員会委員長	平 越	國和
委員	監査委員	近藤	洋
委 員	行政相談員	柳谷	勝美
委 員	人権擁護委員	澤田	順子
委 員	葛城青年会議所香芝地区推進委員会委員長	吉田	元 一
委 員	民生・児童委員連合会会長	大 武	正子
委員	すみれ会会長	松岡	和美
委員	かしば女性会議代表	鈴木	知英子
委員	大阪樟蔭女子大学 助教授	竹 村	一夫
委員	畿央大学 教授	三井田	康 記
委員	市民公募	中村	由実
委員	市民公募	川西	弘

都市経営市民会議審議経過

日 時	審議事項
平成17年12月1日	後期基本計画、行政改革大綱策定に関する基本方針について
平成18年1月18日	第2次行政改革大綱策定に向けての主要論点について
平成18年2月9日	後期基本計画の概要について
平成18年2月20日	提言書に盛り込むべき意見について
平成18年2月25日	小委員会により、提言書の原案作成
平成18年3月3日	小委員会により、提言書の原案作成
平成18年3月6日	提言書の作成および提出



都市経営市民会議提言書(抄)

はじめに

都市経営市民会議では、香芝市長からの委嘱を受け、平成17年12月から、5回にわたり、総合計画後期基本計画および第2次行政改革大綱策定に向けての審議を行ってきた。 昨今の社会経済情勢を巡る変動、特に地方自治行政を巡る状況は、大変、目まぐるしいものがある。地方分権の進展により、基礎的自治体の役割は増大する一方で、国地方を問わない厳しい財政状況という現実がある。

特に、香芝市は、全国でも有数の人口増加地域であり、市民の香芝市の行政施策に対するニーズも非常に高いものがある。

都市経営市民会議では、市当局に対して、このような市民の期待を背景に、未来に向けての香芝市のまちづくりのために、現在の厳しい財政状況にある局面を打開し、そのための組織の基盤づくりとしての経営改革を図り、今後の香芝市の新たなる発展の基盤づくりに努められることを強く望むものである。

(中略)

Ⅲ後期基本計画策定に関する意見

総合計画は、市の政策全般についての目標を定めるものであり、その性格からして、 実施していくべき事項を幅広く網羅した形とならざるをえない。しかしながら、現下の 厳しい状況を考えた時に、その中においても、重点的な目標を定めた上で、実施してい くという形が望ましい。

そこで、基本構想の理念を踏まえて、財政バランス、市民ニーズ、実施しない場合の市民生活への影響、また実施した場合の効果等を総合的に勘案して、優先順位を定め、政策を推進していくことを求めるものである。

地方分権の時代においては、地域ニーズに応じた地域独特の個性ある魅力あるまちづくりが求められる。香芝市の特長は、先にも述べたとおり、屯鶴峯、二上山を代表する緑豊かな自然と8つの駅を有する交通の利便性にあり、この個性特性を最大限に生かしたまちづくりが必要である。まちの魅力の向上のためには、市民がまちの魅力を認識し共有することから始まる。香芝市をオンリーワンの都市として、市民協働参画により、香芝市の魅力の発見、創造に取り組まれたい。

後期基本計画中において、特に留意するべき事項について、以下に意見を述べること

とする。

- 行政の最大の使命は、市民の生命と財産を守ることにある。災害対策、市民生活の 安全確保についての取り組みを重点的に進められたい。
- 香芝市の特長である緑豊かな自然をまちづくりに生かし、市民が身近に自然と緑に 親しめる、緑あふれるまちづくりに努められたい。
- 従前より進めてこられた駅を中心としたまちづくりについて、今後もその基本的な 考え方を継承して、市内のそれぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを進められた い。
- スポーツ公園、街路整備、駅前整備などの都市計画事業については、将来へのまちづくりへの投資という視点に立って、財政に過度の負担を与えることのないよう、また、その目的についても市民の理解を広く得た上で、長期的かつ計画的に進められたい。
- 中心市街地の活性化、景観形成法の対応にも積極的に取り組み、香芝市の個性特性 を生かした魅力あるまちづくりに努められたい。
- 香芝市の大阪への交通利便性という立地条件、豊かな自然環境という利点を生かし、 また団塊世代の大量退職を踏まえて、これらの人々が香芝市を拠点として、活躍でき るための産業基盤の構築、企業誘致などに取り組み、まちの活性化と増収、職住近接 による市民の働く場所の確保に努められたい。
- 屯鶴峯は、奈良県のみならず、全国的に見ても、誇ることのできる、香芝市にとっての貴重な財産である。奈良県とも連携協力の上、観光資源としての活用について検討されたい。
- 香芝市の近隣に位置する大学と連携を深め、その知的資源をまちづくりに生かす方 法について、検討を進められたい。

以下、基本構想において定められた5つの基本目標別に意見を述べる。

1. 自然と共生する安全で美しいまち

相次ぐ大規模災害、多発する凶悪犯罪など、いわゆるわが国の「安全安心神話」が危機にさらされている。災害対策、市民の生活安全の確保については、市民と行政が一体となって、最優先課題として取り組んでいく必要がある。今後の都市基盤整備の推進においても、防災という観点を重視した取り組みを進められたい。

また、緑豊かな自然は、香芝市の大きな魅力である。この豊かな環境を市民と一体と なって守り育てていくことを望むものである。

2. ゆとりとやすらぎのある元気あふれるまち

現在、香芝市の少子高齢化は、全国的な傾向から見て、さほど進行しているわけでは ないが、この影響は、近い将来、香芝市にも及んでくることが予測され、このための対 応としての総合的な健康福祉政策の確立が急務である。特に、人口減少時代に突入した 今、国においても最優先課題である少子化対策については、保育サービスの充実や地域 と一体で子育てに取り組む環境づくりに努められたい。

3. 心豊かな人を育て生活の豊かさが感じられるまち

市民が生涯を通して、生き生きと過ごすことのできる生活環境をめざす必要がある。 特に団塊の世代の大量退職が間近に迫っており、これらの方たちの経験とノウハウを広 くまちづくりに生かしていく必要があり、生涯学習の分野について、その視点に立って の環境整備に取り組まれたい。

学校教育においては、未来の香芝市、わが国を担う人材を育成するという重要な役割があり、地域、保護者とも一体となって、独自性をめざした教育の推進を図られたい。また、人口増加に伴う校舎の増改築については、将来の人口動向を見極めた上での、慎重な対応とされたい。

4. 伝統を生かす快適で活力のあるまち

香芝市においては、都市基盤整備が、今後も重要課題である。市民生活の利便性と快 適性の向上をめざして、財政状況も踏まえた上で、長期的な観点に立って、計画的な整 備に努められたい。

また、今後の高齢社会を考えた公共交通網の確立にも努められたい。

今後、より重要となるのは、まちの魅力の向上と真の住み良さという観点である。都市基盤整備とともに、まちの成熟を図っていく必要がある。そのために、まちの顔となる中心市街地の活性化、景観形成法への対応などにも取り組んでいく必要があり、市民の理解と協力により、香芝市にふさわしい都市景観の形成に努められたい。

そして、市民の身近な生活基盤の充実が必要である。生活道路、街区公園の整備など 地域住民の声を聴きながら、一体的に進められたい。

市内における産業基盤の強化、企業立地は、まちの活性化、さらには、団塊の世代の 大量退職も踏まえた職住近接のまちづくりを図る上においても欠かせない。積極的な取り組みを進められたい。

屯鶴峯をはじめとする市内の観光資源の発掘活用に努めるとともに近隣各自治体とも連携した上で地域の総合的な情報発信による観光産業の活性化について取り組まれたい。

まちの魅力の向上は、市民にとっても、まちへの誇りを培うことになる。香芝市においても、「住み」「働き」「憩う」という三拍子そろったまちづくりに努められたい。

5. であいと参加を広め新しい文化を創造するまち

市民ひとりひとりが生き生きと輝くまちとして、香芝市の歴史文化を保存し、新しい文化の香り高いまちづくりをめざす必要がある。地域文化の醸成は、市民ひとりひとりが香芝市に誇りを持つことにつながり、市民の自治意識の高揚が期待できる。特に、香

芝市は、年々人口が増加しており、これら、新しく香芝市に居を定められた方たちが、香芝市に愛着を感じていただくためにも、市民と協働により、香芝市の地域文化・魅力を広く発信していく形が望ましい。

また、香芝市は、人口7万人を超える規模を誇りながら、警察署の設置については、 目途が立ったものの、他には、主だった県営施設は見られない状況にある。市民の利便 性を図る観点から、県営施設の誘致についても取り組みを進められたい。

おわりに

今回、香芝市においては、市の行財政運営の二本柱となる「総合計画(後期基本計画)」 「行政改革大綱」の策定をすることとされた。

地方分権の時代においては、地方自治体、特に市民にとって最も身近な地方政府である市町村の役割は極めて重要なものがあり、限られた財源の中で、市民の期待に応えて質の高い行政サービスを展開していく使命がある。行政にも経営感覚が求められる時代である。職員ひとりひとりが、その意識を持って日々の職務に取り組まれることを望むものである。

今後の行政においては、市民との協働は不可欠な要素である。公共政策の担い手は、 行政だけでなく、市民、NPO、民間企業、高等教育機関など多様な主体が幅広く協働 連携して進めていく形が望ましい。行政は、公共政策の漕ぎ手という立場から、舵取り の役割へと転換していく形が必要である。市民も、行政サービスの受け手という立場だ けでなく、市政の主権者として、市民サービスを主体的に担うという意識を持ち、まち づくりに自ら立ち上がることが明日の香芝市の発展につながる。

今後、香芝市では、後期基本計画、行政改革大綱の実施段階に移っていくわけであるが、その際には、目標値と目標年次を明らかにし、その実績、進捗状況などを広く市民に公開していくことが必要である。そして、今後も市民意識調査を定期的に実施するなどして、市民ニーズの的確な把握に努める必要がある。

都市経営市民会議においても、定期的にその進行状況をチェックし、それに対する意 見を述べていきたいと考えるところである。

用語解説









●青色パトカー

地域の防犯活動のために、警察署の 許可を得て青色のランプを取り付けた 車両のこと。

●アメニティー

都市計画がめざす居住環境の快適 性。数量的に捉えにくい歴史的環境や 自然景観などにも配慮した総合的な住 み心地の良さ。

●安全で住みよいまちづくりに関す る条例

安全なまちづくりのための基本的な 事項を定めることにより、防犯、事故 防止等安全に対する市民意識の高揚と 自主的活動の推進を図り、市民の安全 で住みよい地域社会の実現に寄与する ことを目的とした条例で、香芝市では 平成9年10月に制定し、条例に基づき 市民参加の生活安全推進協議会を設置 し、生活安全に係る各種施策を行って いる。

●オゾンホール

成層圏のオゾン層でオゾン濃度が穴 の空いたように激減した部分。特に南 極上空で著しいが、近年は北極や中緯 度地域でも生じており、そこから太陽 からの強い紫外線が入ってくるため、 人体や生態系への影響が問題となって いる。

●街区公園

主として街区内に居住する者の利用 に供することを目的とする都市公園 で、敷地面積は、0.25haが標準とされ ている。

●街路整備プログラム

都市活動や経済活動を牽引していく ための道路網について、整備目標を踏 まえた量的・質的側面からの検討を行 い、投資効果の高い事業を公正な判断 基準から位置づけ、道路整備に関する プログラムを策定。

●葛城広域行政事務組合

広域行政事務組合とは、普通地方公 共団体及び特別区が団体の事務等を共 同処理するために設けられるもので、 一部事務組合、広域連合、全部事務組 合、役場事務組合がある。葛城広域行 政事務組合は、昭和45年に協議会を発 足し、香芝市、大和高田市、御所市、 葛城市、広陵町の4市1町で組織され ている。

●健康かしば21

市民ひとりひとりの健康づくりへの

香芝市総合計画後期基本計画

意識を高め、市民が生涯を通じて健康 づくりを実践することを目指した計画 として平成16年4月に策定。 に廃棄物の最終責任を求める循環型社 会形成推進基本法が制定された。

●自主防災会・自主防災リーダー

災害から、命・財産・わが家、わが 街を守るために地域の人たちが自主的 に組織する団体およびそのリーダー。

●次世代育成支援行動援計画

すべての子ども・保護者が、自分たちのまちで、自らの明るい「みらい」を考え、実行していくことができるよう、まちぐるみで子育て支援の取り組みを実施するため、住民と行政がともに共有するべき考え方をまとめた計画で「かしば"みらい"プラン 香芝市次世代育成支援行動計画」を平成17年4月に策定。

●持続可能

もともとは生物資源(特に森林や水 産資源)の長期的に維持可能な利用条 件を満たすことをいうが、広義には自 然資源消費や環境汚染が適正に管理され、経済活動や福祉の水準が長期的に 維持可能なことをいう。サステイナビ リティ。

●循環型社会

大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。平成12年に生産者

●生涯学習推進基本計画

市民誰もが、自分を高め、より人間的に成長し、人生を豊かにするという目標を達成するための生涯学習を、いつでも、どこでも取り組める環境を実現するため、学習基盤の整備や学習機会の充実など市の生涯学習全般を定めた計画で香芝市では平成13年4月に策定。

●障害者福祉計画

障害者の完全参加と平等の実現を目指しての実現の為、ノーマライゼーション、リハビリテーション基本理念として、将来の福祉のあり方について総合的に示した基本計画で、障害者基本法第9条により、都道府県では策定が義務付けられており、また市町村においても策定に努めることとされている。

●情報格差

所有する、あるいは入手することの できる情報の質・量から生じる格差。 また、それらの格差によってもたらさ れる経済的・社会的格差。

● 3 R

循環型社会を実現するために必要な、三つの要素のこと。リデュース (ごみの減量)・リュース(再利 用)・リサイクル(再資源化)をさす。 3つのR。 気候が急速に温暖化すること。

●総合型地域スポーツクラブ

地域の住民が気軽にさまざまな種目に親しめる、地域に根ざした総合的なスポーツクラブ。地域住民による自主的な運営、多くの人々が参加できる種目や技術レベルの多様性、有資格指導者による質の高い指導などが特徴で、学校開放施設や公共スポーツ施設などを拠点に運営される。生涯スポーツ社会の実現につながる重要な施策とされ、平成7年から文部省(現文部科学省)による育成モデル事業が全国的に展開されている。

●男女共同参画プラン

女性と男性が家庭や地域、職場など、 あらゆる生活の場で互いにその個性を 生かし合い、元気に生き生きと協力し 合える男女共同参画社会を築いていく ことを目的に、「香芝市男女共同参画 プラン」を平成13年4月に策定。

●地域防災計画

災害対策基本法に基づき、県や市町村が、自然災害や都市型災害に対する初動体制や、避難収容、物資備蓄、応急医療救護、災害情報通信など、総合的な危機管理体制を定めた計画。

●地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄 積という人為的な要因が主因となって

●地方分権

権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治団体に広く分散させること。平成11年に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)が制定されるなど、それまでの中央と地方の上下関係を対等・協力の関係に改め、地方自治の活性化を図るためにさまざまな取り組みが行われている。

●中心市街地商業等活性化基本計画

「中心市街地における市街地の整備 改善及び商業等の活性化の一体的推進 に関する法律(中心市街地活性化法)」 第6条に基づき、商店街や行政機関、 郵便局等の人々が集まる施設が集積し ている都市の中心的な役割を担う地域 の都市機能の増進及び経済活力の向上 を総合的かつ一体的に推進するための 計画で、香芝市では平成13年に中心市 街地商業等活性化基本計画を策定し、 JR香芝駅・近鉄下田駅〜近鉄五位堂 駅・JR五位堂駅周辺一帯を中心市街 地に位置づけている。

●中和医療圏

医療圏とは、法律(医療法)に基づいて設定されている医療機関の担当圏域。比較的軽症の患者も含む「時間外診療」の類を「一次救急」、緊急性あるいは重症度のより高い、結果として入院を要するような患者に対するもの

香芝市総合計画後期基本計画

を「二次救急」と呼ぶ。中和医療圏は、 香芝市、大和高田市、橿原市、御所市、 葛城市、広陵町、高取町、明日香村で 構成。

●投資対効果

かける投資と得られる効果を対比していう語。「費用対効果」と同義。

東南海・南海地震防災対策推進地域

東南海・南海地震が発生した場合に著しい被害が生じるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域(東南海・南海地震防災対策推進地域)として指定された21都府県・652市町村。

●特定非営利活動促進法(NPO法)

特定非営利活動を行う団体 (NPO) に特定非営利活動法人として の法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が 行う自由な社会貢献活動としての特定 非営利活動 (不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの) の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として平成10年に制定された法律。

●都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を 図るための、土地利用・施設整備・開 発事業などに関する計画。

●都市計画道路

健全で文化的な都市生活と機能的な 都市活動が確保されるよう、都市の基 盤的施設として都市計画法に基づいて 都市計画決定した道路。

●都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づき、市民の意見を反映させて、都市づくりのビジョンを確立し、地域別の整備方針、地域の都市生活や経済活動などを支える諸施設の計画などを総合的に定めたものとして、香芝市では「香芝市都市計画マスタープラン」を平成18年4月に策定。

●都市公園

地方自治体が都市計画区域内に設置 し、都市公園法に定められる公園また は緑地。

●土地区画整理事業

土地区画整理法に基づいて行われる、土地の区画・形質の変更、公共施設の新設・変更に関する事業。都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善および宅地の利用の増進を図ることを目的とする。

●ドメスティック・バイオレンス

夫や恋人からの暴力。DV。

●ノーマライゼーション

障害者に、すべての人が持つ通常の 生活を送る権利を可能な限り保障する ことを目標に社会福祉をすすめること。

●バリアフリー

建築設計において、段差や仕切りを なくすなど高齢者や障害者に配慮をす ること。製品設計にも応用されている。

●ビオトープ

動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間。公園の造成・河川の整備の計画などに取り入れられている。

PFI

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。これまでの公的部門による社会資本の整備・運営に民間資本や経営ノウハウを導入し、民間主体で効率化を図ろうという政策手法。イギリスで用いられているが、日本でも平成11年にPFI推進法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)が制定されている。

●プライマリーバランス

プライマリーバランスの均衡とは、 公債金収入が過去に発行した公債の償 還費と利払いにあてられるのみで、一 般歳出に支出されることのない状態。 香芝市では、更に厳しく、市債元金の 償還額と発行額の比較で黒字化をめざす。

●ベンチャー企業

新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業。

●ホームステイ、ホームビジット

外国人留学生などが、滞在地の一般 家庭に宿泊(ホームステイ)や訪問 (ホームビジット)し、広く生活体験 をすること。

●道の駅

一般道路に設けられた、高速道路のパーキングエリアのような休憩施設。 駐車場・休憩所・トイレのほか、その地域の特産物の販売や観光情報の提供をするなどして人と地域の交流促進を図る。平成3年建設省(現国土交通省)により事業が始まった。

●緑の基本計画

都市緑地法に定められた都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画。香芝市では、平成12年4月に策定。

●文字・活字文化振興法案

文字・活字文化の振興に関する施策 を総合的に推進するために平成17年に 成立した法律。

●ユニバーサルデザイン

障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

●ライフライン

生活・生命を維持するための水道・ 電気・ガス・通信などのシステムのこ と。

●老人保健福祉計画

老人福祉法及び老人保健法の一部改正により作成を義務づけられたもので、高齢者のニーズと将来必要な保健福祉サービスの量を明らかにし、現状をふまえながら将来必要とされるサービス供給体制を計画的に整備することを内容とする計画。香芝市では、平成12年4月に「香芝市老人保健福祉計画」を策定し、以降、3年ごとに改定を行っている。

香芝市総合計画後期基本計画

発 行 日 平成18年9月

編集·発行 香芝市企画調整部企画政策課 〒639-0292

奈良県香芝市本町1397番地

TEL 0745-76-2001 FAX 0745-78-3830

http://www.city.kashiba.nara.jp E-mail kikaku@city.kashiba.lg.jp